

令和6年度 事業計画

社会福祉法人天理

事業活動計画	社会福祉法人 天理
--------	-----------

令和6年度・事業活動計画

1. 運営理念

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様がお詠み下さった「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営理念としております。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っているところです。

平成17年に天理養徳院、児童家庭支援センターてんり、指定障害福祉サービス事業所なごみの運営が宗教法人天理教から本法人に移管されてから、より一層の充実をはかるため、新たに天理教三重互助園、めばえ横浜保育園の運営を受け入れました。また、平成26年にさざんかホーム（ファミリーホーム）、令和元年には児童家庭支援センターわかぎを開設し、地域の子育て支援に取り組んでいます。これらの関連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行ない、更には職員の専門知識の取得、信條教育の徹底につとめることによって、基本理念の実践を目指したいと考えています。

令和3年度より、理事の経営参画を従来以上に促進する組織体制を整え、また外部専門家との連携を強化すること等によって、より一層健全かつ効率的な法人経営の実施を目指しています。

2. 事業計画重点項目

- 理事の経営参画を促進する組織体制の強化を図る
- 外部専門家との連携を強化し、より一層の健全かつ効率的な法人経営を展開する
- 社会福祉法人としての高い公益性を踏まえ、地域社会との連携や情報共有を密に行い、地域に必要とされる公益的な取り組みを展開する

3. 事業内容

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 児童養護施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 児童家庭支援センターの経営
 - (ロ) 子育て短期支援事業の経営
 - (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ニ) 保育所の経営
 - (ホ) 一時預かり事業の経営
 - (ヘ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ト) 小規模住居型児童養育事業

4. 定時役員会・評議員会開催予定

月	会議	内容
5	理事会	令和5年度 事業報告、決算審議
6	評議員会	令和6年度 定時評議員会
11	理事会	令和7年度 事業活動計画案・予算案審議
2	理事会	令和6年度 補正予算審議

※定時理事会開催月以外の月にも、原則として毎月理事会を開催する予定。

5. 役員・評議員名簿

役名	氏名		
理事長	深谷忠道	理事	梅谷大一
理事	森川勇佑	〃	村田幸喜
〃	安藤くみ子	〃	久保悟
理事(6)			

(任期 令和7年定時評議員会終結の時まで)

役名	氏名	
監事	渡邊一城	
〃	喜多直記	監事(2)

(任期 令和7年定時評議員会終結の時まで)

役名	氏名		
評議員	八木三郎	評議員	今村陽治
〃	小松由美	〃	石前修
〃	川口延良	〃	福井美行
〃	佐々木孝幸	評議員(7)	

(任期 令和7年定時評議員会終結の時まで)

6. その他（地域における公益的な取り組み）

令和5年度より「地域に開く法人天理」をテーマとした様々な地域貢献活動に取り組んできた。令和6年度においても、より一層地域のニーズの把握に努め、積極的な地域支援を実施したい。

【令和5年度の主な取り組み】

- ・「みんなのSDGs体験教室」の開催（地域より52名の参加）
- ・マイクロバスの貸し出し（地域の子ども会、学校関係等）
- ・地域協議会「ワガマチ合考やまのべ」への参画

令和6年度 事業計画

児童養護施設

天理養徳院

事業計画書	児童養護施設 天理養徳院
-------	--------------

令和6年度・事業計画

はじめに

この事業計画は、児童養護施設天理養徳院における内容について記載している。

1. 運営理念

児童養護施設 天理養徳院（以下「当院」）は、天理教の教えに基づき、社会的養護を必要とする児童に対し、安定かつ安全な生活環境の中で、保護者に代わって養育し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるよう支援し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とする。又、目的遂行の為、以下の基本理念、基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守すると共に、全国児童養護施設協議会やこども家庭庁、奈良県こども家庭課の動向を参考として、児童養護の実践を行うものとする。

（1）基本理念

「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、当院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

（2）基本信条

「朝起き、正直、働き」の三つを基本信条とし、子ども達が実践し、職員が指導する上での最も基本的な活動目標とする。

朝起き	○早寝・早起きの出来る、元気でけじめのある子になります。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になります。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働き	○まわりの人と仲良くなすけ合える子になります。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに映しましょう。

2. 基本方針

当院の運営理念に基づき、児童を無差別平等に接し、児童の権利を尊重した養育を行うと共に、児童一人ひとりが日常生活の中で、自立心・責任感・協調性を養えるよう、家庭的で小規模な生活単位において、身近な養育者である職員が起居を共にし、安心・安全の生活を提供する。

又、明治43年より続く永年の児童養護実践を生かし、子育ての専門性を地域に発信する、子育て支援の拠点としての役割を担うと共に、地域と協働し、子ども達が夢と希望を持って地域生活を実現できるよう支援する。

第1章 事業計画重点項目

1. 小規模で家庭的な養育実践

平成29年度施行の児童福祉法改正に伴う「家庭」における養育形態が最優先という国の指針に基づき、当院が昭和5年より継続実施している小舎制、担当住込み制を継続し、以下の取り組みを通じて、できる限り良好な家庭的養育環境（ユニットケア）の提供に努める。

- 朝夕食（児童在院時は昼食含む）のホーム毎調理、及び週1回以上のホーム献立調理の実施。
- ホーム毎に会計予算を組み、柔軟な備品購入や活動（誕生日会、外出等）の実施に努める。
- 柔軟にホーム毎の活動が展開できるよう公用車両1台の購入を行う。

2. 専門的なアプローチ（施設の高機能化）

近年、家庭的養護環境下での支援困難なケースの受入れが求められており、発達課題のある児童、愛着形成に課題を抱える児童、学習習慣や日常生活で習得されうる一般常識が拙い児童、情緒的な不安定さを呈する児童の受入れと支援が必要となっている状況がある上から、以下の取り組みを通じて、養育・支援の充実に努める。

- 専門職（看護師、心理師、個別対応職員、自立支援担当職員、家庭支援専門相談員等）の配置。
- 専門知識（心身発達、トラウマ、愛着形成、発達障がい、食育、機関連携、小児看護、チームアプローチ、ジェンダー等）の習得を目的とした院内研修（外部講師の招聘含む）、院外研修の実施。
- 養育スキル（ペアレントトーニング、社会スキルトレーニング、心理治療的アプローチ、家族療法・環境療法的アプローチ、教育的アプローチ“食・性・SNS・生活・学習・経済”、生立ちの整理、ホーム運営等）の向上を目的とした院内研修（外部講師の招聘含む）、院外研修の実施。
- 機能的なスーパーバイズが、実践可能な組織体制の整備。

3. 地域支援・里親支援・退所児童支援の充実（施設の多機能化）

児童相談所からの一時保護委託や、県内各市町村からの子育て短期支援事業の利用、里親家庭からレスパイトケアの利用、退所児童のアフターケアのニーズが高まっている上から、以下の取り組みを通じて、連携及び支援の充実に努める。

- 地域家庭支援専門相談員を中心に「児童家庭支援センターてんり」や「里親支援機関」と連携し、積極的な利用受入れと、併せて保護者（里親）からの相談対応に努める。
- 自立支援担当職員、及び地域家庭支援専門相談員を中心に関係機関と連携を図り、退所児童の状況把握や各種制度の活用等を通じて、より良い社会（地域）適応に向けた支援の充実に努める。
- 外部機関からの見学・研修の受入れや、PTA・地域活動（ふれあい食堂等）へ職員を派遣する。

4. 人材確保・人材育成

人材確保と人材育成を目的として、以下の取り組みを行う。

- 施設実習（職場体験含む）や見学の積極的な受入れを行い、支援内容の周知・啓発に努める。
- 児童養護に関心のある学生に関しては、入職に向け、アルバイト雇用等の機会創出に努める。
- 各機関への訪問勧誘やホームページの活用等の広報活動に努める。
- 全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設の研修体系一人材育成のための指針一」に基づいた体系整備と職員個々のキャリアデザインの構築に努め、計画的な人材育成と資質向上を目指す。
- 国の施策による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の通知に基づき、職員の処遇改善に努めると共に、勤める職員が将来のビジョンを描ける施設運営、組織体制の整備に努める。
- 天理教保育士育成委員会と連携し、教庁派遣保育士、及び保育士を志す学生の育成に努める。

5. 労働環境・職場環境の適正化

児童の最善の利益の確保、又、当院の理念を最優先事項におきながら、隨時、勤務シフトの種類や業務内容、職員配置、福利厚生を含んだ各種規定の整備等、職員の労働環境の適正化に努める。又、衛生推進委員会を設置し、職員の心身保全を目的とした職場環境の適正化に努める。

6. 危機管理体制（リスクマネジメント）の充実

- 以下の取り組みを通じて、危機管理を意識した安定的な施設運営に努める。
- 防火管理者を中心に、BCP（事業継続計画）と安全計画の設置、及び改訂に努める。
- 「ヒヤリハット」の収集と共有機会（毎朝礼、事務運営連絡会、職員会議）の定期化を図る。
- 主任、看護師、防火管理者、栄養士による定期巡回（月1回）の実施に努める。
- 児童の財産管理について、本人と担当職員とで定期的（月1回）に管理台帳の作成・確認（児童本人による捺印が必須）を行った後、施設長と出納職員が確認を行い、管理の適正化に努める。
- 児童の通帳管理者と印鑑管理者を別にして保管を行い、不正使用の防止に努める。

7. 生活環境の快適化（整備・修繕・改修）

経年劣化や老朽化が見られる以下の箇所について、改修工事を行い、設備の快適化を図る。

- 雨樋の修繕（豪雨の際に雨漏りが見られる）。
- 老朽化への対応とユニバーサル化が進む社会情勢に鑑み、児童棟外部トイレの改修を行う。
- 駐輪場の屋根・側壁の改修、及び照明設備や児童駐輪場所への自転車ラックの設置を行う。
- グループホーム三昧田建物改築・改修。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1) 創設：明治43年4月1日
- (2) 運営主体：社会福祉法人 天理
- (3) 理事長：深谷 忠道
- (4) 名称：児童養護施設 天理養徳院
- (5) 施設長：久保 悟
- (6) 所在地：奈良県天理市別所町715番地3 ※グループホーム、分園型は下記に記載。

(7) 児童定員：57名 ※詳細は下記に記載。

(8) 設備等：

①. 本体施設（1992年4月 現所在地へ移転）…天理市別所町715番地3

・敷地面積：11,945.65m² ・建物面積：5,336.52m²

・ホーム数：7ホーム ・児童定員：41名

・主な設備：鉄筋コンクリート2階建5棟

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室、職員住込み居室、外部倉庫、外部トイレ、職員室
炊事場棟	炊事場、食品倉庫、職員談話室、遙拝室、漫画室、トイレ、外部倉庫、セーフルーム、卓球室
事務所棟	院長室、応接室、相談室、図書室、食堂、医務室、静養室、外部倉庫、資料室、トイレ
研修棟	地域交流室、研修室、講堂、キッズルーム、プレイルーム、親子宿泊室、倉庫、併設施設事務所 他

②. グループホーム三昧田（1994年4月設置）…天理市三昧田町341番地3

・敷地面積：1,220.94m² ・建物面積：408.32m²

・ホーム数：2ホーム ・児童定員：12名

・主な設備：鉄筋コンクリート1階建2棟、木造1階建1棟

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室、職員住込み居室、遙拝室
事務所棟	事務所、居室、キッチン、食堂、浴室、トイレ
その他	カーポート、倉庫、ユニットハウス

③. 分園型小規模グループケアホームさざんか（2022年4月設置）…天理市西長柄町376番地1

・敷地面積：212.42m² ・建物面積：110.29m²

・ホーム数：1ホーム ・児童定員：4名

・主な設備：鉄筋コンクリート2階建1棟

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室、納戸、職員住込み居室
その他	カーポート、倉庫

(9) 嘴託病院：天理よろづ相談所病院

(10) 実施事業：小規模グループケア事業6か所、地域小規模児童養護施設2か所、

分園型小規模グループケア1か所、子育て短期支援事業、里親支援事業

(11) H P：<http://tenriyoutokuin.com/>

(12) 附置施設：児童家庭支援センターてんり、指定障害福祉サービス事業所なごみ、

児童発達支援教室ほっと

2. 児童の受け入れ（入所在籍・一時保護・子育て支援事業）

（1）入所児童 月間平均予想

- | | |
|------------------------|----------|
| ①. 本院小規模グループケア 6ヶ所 | … 36～41名 |
| ②. 本院多機能ホーム 1ヶ所 | … 0～5名 |
| ③. グループホーム 2ヶ所 | … 10～12名 |
| ④. 分園型小規模グループケアホーム 1ヶ所 | … 3～4名 |
| 合計 49～57名 | |

（2）一時保護児童 月間平均予想

1～1.5名（年間12～18ケース）

※県内3か所の児童相談所（奈良県中央・高田・奈良市 各こども家庭相談センター）の合計

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）月間平均予想

3～6名（延べ利用日数 10～20日間/月）

※契約市町村数：17市町村

○奈良市	○大和高田市	○大和郡山市	○天理市	○橿原市	○桜井市	○
三宅町						
○葛城市	○田原本町	○明日香村	○川西町	○広陵町	○大淀町	○
香芝市						
○宇陀市	○平群町	○五條市				

（4）里親レスパイト事業 年間平均予想

2～3名（延べ利用日数 10～15日間/年）

※県内3か所の児童相談所（奈良県中央・高田・奈良市 各こども家庭相談センター）の合計

3. 職員について（本院及び地域3ヶ所）

（1）職員数 ※令和6年度当初予定

○施設長	1名	○基幹的職員	1名	※兼任
○副施設長	1名	○家庭支援専門相談員	2名	※兼任
○事務員	3名	※非常勤含 ○個別対応職員	4名	※兼任
○主任	1名	※兼任 ○里親支援専門相談員	1名	※兼任
○児童指導員	7名	○自立支援担当職員	1名	※兼任
○生活指導員	4名	※非常勤含 ○特別指導員	1名	※兼任
○保育士	25名	※非常勤含 ○家事支援員	4名	※非常勤
○栄養士	1名	○学生アルバイト	4名	

○調理員	4名	※非常勤含	○嘱託医	1名
○看護師	1名		○天理高校Ⅱ部学生	3名
○心理相談員	3名	※非常勤	【職員数合計】	55名

含
※学生除く

(2) 主な資格 … ○国家 / ▲自治体・団体任用

▲施設長 ▲児童指導員 ○保育士 ○社会福祉士 ▲教員免許 ○管理栄養士 ▲
栄養士
○調理師 ○看護師 ○公認心理師 ▲臨床心理士 ○精神保健福祉士 ▲社会福祉
主事

第3章 事業計画

1. 会議・連絡会

下記の通り、会議、連絡会を定期的に開催し、運営と養育・支援の適正化と質の向上に努める。

(1) 職員会議

毎月（8月は除く）、月初めの平日に開催。会議では、児童の特記事項（入退所やアフターケアなどの全体周知事項）や、各係（食育、環境整備、余暇活動、学習支援、地域支援、職員研修など）からの案内事項、運営に関わる審議事項等についての連絡、共有、確認を行う。

(2) ホーム運営会議

毎月、ホーム毎に日時調整を行い開催。会議では、担当児童の特記事項や支援方針の確認（必要に応じて専門職も参加）、又、ホーム運営に関わる事案や行事等の審議、確認を行う。

(3) 養育・支援会議

毎月（4・8・1・3月は除く）、第3週目の平日に開催。会議では、児童理解や養育・支援内容のスキルアップに関わる「職員研修」（外部講師の招聘あり）や「事例検討」を行うと共に、職員の研修参加報告、又、各係からの全体周知事項の確認を行う。

(4) 事務運営連絡会・部署代表者連絡会・ケース連絡会

院長及び各部署代表職員を構成メンバーとし、毎月、各種の連絡会を実施する。事務運営連絡会では、法人事務局職員も交えて、主に施設運営に関わる方針・事案の検討および全体会議の議案確認を行う。部署代表者連絡会では、食育、健康管理、余暇指導、学習指導、権利擁護等の児童育成・支援に関わる部署間の情報共有、ならびに事務運営連絡会の議案確認を行う。又、ケース連絡会（随時）では、院長や各専門職も交え、児童特記ならびに支援方針、進捗状況等についての確認を行う。

(5) ケースカンファレンス

入所児童の状況に応じて、適宜、関係機関（児童相談所、学校等）と連携し、カンファレンスを開催、もしくは参加する。又、心理療法対象児童については、導入前と年度途中、年度末に適宜、心理療法に

かかるカンファレンスを、基幹的職員を中心に実施する。このカンファレンスには、心理相談員、各児童の担当職員が参加し、心理療法の導入目的及び支援方針、現状等の確認を行う。

2. 生活支援

運営理念に基づき、子どもへ安心・安全な生活と規則正しい日課を保障すると共に、全児童と職員が帰属感を持ち、主体的により良い生活を実現できるよう小規模なホーム運営を行う。

時 間	日課の内容
	職員起床・朝食準備
6:00	児童起床・洗面・更衣・清掃 ※
6:30	朝の集い
7:00	朝食・朝食片づけ
7:15	登校※
8:00	登園
	自由時間（休日）
12:00	昼食・昼食片付け（休日）

時 間	日課の内容
14:00	降園・下校（低学年）
14:30	帰院・学習・余暇
15:30	下校（高学年）
	帰院※・学習・余暇
17:30	門限・タベの集い
	夕食・夕食片付け
	入浴※・学習※・余暇
22:00	就寝※・消灯

※印 …ホーム毎に、児童の年齢や活動に合わせて、時間、内容等は柔軟に調整。

（1）ホーム運営

①. 養育形態

本体・小規模グループケアホーム

ホーム名	ひのき・くすのき・もみじ・いちょう・もみのき・うめ（計6ホーム）
児童定員	1ホーム6~7名
児童構成	幼児、小学生男児・女児、中高生女児、大学・専門学校在籍児童（女性）
実施事業	小規模グループケア（ユニットケア）

本体・多機能ホーム実践

ホーム名	けやき（計1ホーム）
利用定員	最大5名
児童構成	利用児童 ※利用形態：日帰り、日中+宿泊、宿泊のみ
実施事業	子育て短期支援事業、一時保護委託事業、里親レスパイト事業

グループホーム養育実践

ホーム名	まつ・すぎ（計2ホーム）
児童定員	1ホーム4~6名
児童構成	中学生以上の男児
実施事業	地域小規模児童養護施設（グループホーム）

分園型小規模グループケアホーム養育実践

ホーム名	さざんか（計1ホーム）
児童定員	3~4名
児童構成	中高生女児、大学・専門学校在籍児童（女性）
実施事業	分園型小規模グループケア

②. ホーム単位の会計（第1章-1）

ホーム単位で柔軟な日常生活を送ることができるよう、それぞれのホームに「ホーム費」を支給し、下記の科目毎に予算を決め、管理者・担当者を定めて、適切に使用する。

- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------|----------|-----------------|
| ○給食費（食事代・外食代） | ○保健衛生費 | ○被服費 | ○教育指導費（幼・小・中・高） |
| ○教養娯楽費（教養代・娯楽代・誕生日プレゼント代・地域サークル代） | | | |
| ○日用品費（日用品代・靴代） | ○器具備品費（消耗品費・器具備品代） | ○雑費（その他） | |

（2）食生活

食事は生きる上で最も重要な要素の一つであり、食事を通して安心・安全な生活を児童に提供すると共に、文化やマナーなど、適切な知識を教え、児童の自立につなげる。

①. 安心・安全な「食」の提供

- ・栄養士の指導の下、日々の献立を作成し、健全な身体づくりを栄養面からサポートする。
- ・ホームごとに、児童と職員とが共に食卓を囲み、食事時間が豊かな雰囲気になるよう配慮する。
- ・児童を対象に1回/年、食の嗜好調査を実施し、嗜好の把握と献立への反映に努める。

②. 文化やマナー

- ・旬の食材や季節のメニューを通して、文化やマナーを学ぶように配慮する。

特別メニューを配食する主な行事と内容

- | | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|-------|-------|----------|
| ○開設記念日 | ○教祖誕生祭 | ○入学お祝い | ○こどもの日 | ○GW | ○七夕 | ○B
BQ |
| ○土用丑の日 | ○流しそうめん | ○夏休み | ○十五夜 | ○秋の味覚 | ○御靈祭 | ○秋季大祭 |
| ○年越しそば | ○餅つき | ○お節会 | ○七草粥 | ○冬至 | ○春季大祭 | ○節分 |
| ○ゆず風呂 | ○ひな祭り | ○春分の日 | ○卒業祝い | | | |

③. ホーム内調理の継続と質の向上

- ・食育に関する会議を月1回、研修を年1回開催し、ホーム内調理の課題や展望を検討する。
- ・専任の栄養士と直接支援職員とで献立内容の相談ができる体制を整える。
- ・調理スキルの向上の為、職員向けの料理勉強会（随時）を実施する。

④. リービングケアからアフターケアを見据えた食育（調理）の実践

- ・高校生を対象に、学校昼食用のお弁当食材の購入及び、お弁当作りを実践する。

- ・担当職員と一緒に調理（菓子作り会）に取り組み、調理方法のバリエーションを増やす。

⑤. 児童個々のニーズ（状態）に合せた栄養アセスメント、及び食生活指導（改善含む）の実践。

（3）衣生活

常に清潔で、季節や場に適した衣服を選択・着用できるよう支援する。

- ・児童の年齢に合わせて予算を設定し、被服の購入を行う。

（4）経済観念の育成・財産管理

年齢に応じた経済観念が育まれるよう支援する。

- ・年齢に応じた小遣いを支給し、経済観念を養う。又、小遣い帳を基に出納管理の指導を行う。
- ・児童手当や特別給付金、小遣い貯金等に関して、1回/月、必ず通帳の記帳を行い、児童本人が自らの所持財産を担当職員と確認の上、書面化し、記銘を行う（台帳作成）。

（5）住環境

綺麗で安全な設備を維持し、児童一人ひとりの安心できる環境を提供する。

- ・小規模な（6～7名の）生活単位を基本とする。
- ・それぞれの単位には、生活に必要な設備をすべて整える。
- ・環境美化に努め、破損カ所や死角カ所については、随時、修繕・改修を図る。
- ・ホーム毎に、居室や所持品など、個人所有の物やスペースを確保する。
- ・主任や看護師、栄養士、防火管理者が、巡回点検を1回/月実施し、随時指導、記録作成を行う。

（6）衛生関係

衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理を徹底すると共に、下記の内容を実施する。

- ・栄養士による衛生指導巡回を毎月実施。
- ・日常の調理において、健康調査表、検食簿、衛生管理点検表を記入。
- ・年1回、衛生管理研修会を実施。

（7）医療関係

医療的ケア担当職員として、看護師を常勤配置し、嘱託病院の医師の助言の下、児童の健康管理に努め、医療的ケアが必要と考えられる児童には、そのケア並びに担当職員への助言指導を行う。

①. 医療的ケアが必要な児童の主な疾患

- ・I型糖尿病 ・気管支喘息 ・てんかん ・アレルギー性疾患・低身長症

②. 嘱託病院及び、嘱託病院との連携内容

- ・嘱託病院：天理よろづ相談所病院

- ・入所時健康診断の実施。（随時）
- ・児童定期健康診断の実施。（年2回）
- ・救急医療体制の連携強化、及び、嘱託医による助言指導。（随時） 等

③. 嘱託病院以外の主な受診先

- ・小児科（専門内科） ・内科 ・歯科 ・眼科 ・耳鼻科 ・整形外科
- ・接骨院 ・リハビリ科 ・皮膚科 ・精神科 ・外科 等

④. 主な予防接種の内容

- ・インフルエンザ ・DT・MR・日本脳炎・COVID-19・HPV 等

※親権者の同意を基本とし、困難な場合はこども家庭相談センターと協議の上、接種を行う。

⑤. 入所児童の入院について

- ・入院が必要な児童がいる場合は、親権者の同意の下、必要な措置を取る。

⑥. 医薬品管理

- ・医療的ケア担当職員である看護師を中心に、各ホームの常備薬を管理する。

- ・各ホームに常備する医薬品、医薬備品は以下の通り。

- ・内服薬 … 解熱鎮痛剤、酔い止め（15才以上&未満）
- ・外用薬 … 消毒液、シップ薬、痒み止め、オロナイン
- ・備品 … 紺創膏、サージカルテープ、包帯、ガーゼ、綿棒、爪切り、体温計、マスク、耳かき、ピンセット、冷えピタ、テーピング

※上記以外に、スミスリンシャンプーなどを、看護師管理で別室にて保管。

（8）心理療法

心理療法担当職員として、臨床心理士（公認心理師）を常勤配置し、児童相談所の助言の下、心理療法が必要と思われる児童の心理療法並びに職員へのコンサルテーションを実施する。

- ①. プレイルームは、大（30m²）、小（15m²）の2か所を、児童の状況に応じて使用。

※心理療法（プレイセラピー）の時間と空間は、誰からも干渉されることのないものとして事前に対象児童に伝え、取り組みを行う。

- ②. 実施する主な心理療法並びにコンサルテーションは以下の通り。

- ・心理療法
- ・心理検査
- ・生活場面面接
- ・施設職員等への助言及び指導
- ・ケース連絡会及び、入所時のケース説明への出席
- ・その他

（9）アドミッションケア～インケア～リーピングケア

児童一人ひとりに、入所時にアセスメントを実施し、アセスメントに基づいた支援を実施する。

又、年度当初と中間時に自立支援計画を策定し、長期及び短期目標を立て、支援を行う。又、下記行事へ積極的に参加する。

- ①. 自立生活支援研修会（奈良県児童養護施設協議会・森田記念福祉財団助成事業）へ参加
- ②. 調理実習（奈良県児童福祉施設連盟・県栄養士会主催）へ参加
- ③. S S T研修及び職業体験（N P O法人おかえり主催）へ参加

（10）アフターケア

陽睦会の事務局運営を行い、施設退所児童の動向把握、名簿作成、陽睦会総会の開催等、継続性のある支援を実施する。特に措置停止児童には、積極的に家庭訪問を実施する。又、自立支援担当職員を配置し、対象職員や関係機関と連携を図り、各種制度（事業）を活用しながら、退所児童の社会（地域）での適応的な生活支援を実施していく。

- ①. アフターケア窓口の設置及びアフターケア記録の活用

- ②. 陽睦会活動 … 総会開催、会報発行、入所児童への激励、退所児童の名簿整理等
- ③. アフターケア事業に取り組んでいるNPO法人、諸団体との連携、協働
- ④. 専用のスマートフォンを設置し、専用の通信手段、及び連絡先の管理等で活用

3. 余暇活動

(1) 行事

月	①施設内	②招待	③教会本部・地域
4	創立記念行事 お花見 交流会（山の辺小学校）	農せんと様 きのこ狩り	教祖誕生祭参拝 全教一斉ひのきしんデー NPO 法人おかえりクリッキン グ（おク）
5	端午の節句（鯉のぼり掲 揚・甲飾）	彩華ラーメン様 ゴールドマンS様プロ野球 観戦	子ども会新会員歓迎会 わんぱく相撲 / おク
6	体育祭 ふれあい防災イベント（法 人）	岩屋地区ホタル祭り 宮内財団様プロ野球観戦	近養スポーツ大会県予選 奈児連調理実習 / おク
7	七夕飾り		奈児連臨海訓練 / おク 金魚すくい選手権予選 こどもおぢばがえり団参
8	交流会（山幼・山小・北中） 富士登山（卒院予定児童対 象） 早朝ラジオ体操	プロ野球観戦 農せんと サマーキャンプ	学生生徒修養会高校の部 奈良教区夏季成人塾 奈児連球技大会 / おク
9	お月見 秋季御靈祭	奈良クラブサッカー観戦	おク
10	ふれあい広場	農せんと 稲刈り	秋季大祭参拝 / おク 別所町子ども会秋祭り 山の辺校区大運動会
11	児童・職員スポーツ交流戦	宮内財団プロ野球ファンフ ェスタ 奈良バンビシャスバスケ観 戦	奈児連調理実習 / おク 天理市落ち葉かき 校区ソフトボール大会
12	奈良マラソン応援 餅つき大会 / 正月飾り 年末お礼参拝	宮内財団京都水族館	奈良教区冬季成人塾 / お ク 子ども会映画を見る会 子ども会クリスマス会
1	元旦祭 とんど焼き	森田記念福祉財団U.S.J	教会本部元旦祭参拝 / お 節会

			春季大祭参拝 / おク 奈児連調理実習
2	節分 感謝祭		アートコミュニケーション 子ども会 6年生を送る会 おク
3	桃の節句（雛壇飾） 卒業祝賀会（高校卒業生対象）	駅前チャリティイベント	春の学生おぢばがえり おク

(2) サークル活動等

①. 鼓笛活動

天理教少年会活動、又、情操教育の一環として、「鼓笛隊」活動の継続について検討する。
状況により、希望者は地域の活動団体への参加を推進する。

②. スポッチャ（スポーツ・チャレンジ推進活動）

児童・職員の健康増進と交流を図る事を目的に、ソフトボールやフットサル、ハイキング等を企画・開催する。又、地域で開催されるスローイングビンゴ大会やオリエンテーリング等の地域スポーツ行事への参加も企画し、実施する。

③. フットサル活動（春～夏期限定行事）

近畿児童養護施設協議会主催フットサル大会及び県予選参加の為、夏期限定で行う活動。小学生児童を対象にフットサル活動を行い、児童の心身の成長を支援する。

4. 学習活動

担当者を整備し、児童の発達に合わせた学習・進路指導ができるよう、又、児童が「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るよう、保護者、学校、こども家庭相談センターと十分な協議、連携を図り、支援する。

(1) 院内新聞

毎月発行（年間全12号発行）

- ・各月毎に行われた各種行事や参加した児童、職員の様子、誕生日コメント、投稿作品等を掲載し、院生活の余暇の一環として寄与すると共に、施設の活動記録としても活用する。

(2) 学習指導及び進路

①. 学力向上の為、以下の活動を実施

- ・漢字検定試験対策テキストを希望児童へ配布
- ・辞書引き活動推進。※入所時に国語辞典1冊支給
- ・計算プリント（55級～A5級）、漢字プリント（1年～6年）の常設（図書室内）

②. 施設開設型学習塾ボタニカとの連携

- ・施設内に塾を開設し、中高生の希望児童を対象に学習支援を実施する。

③. 中学生に関しては、児童の希望に応じ、地域の塾への通塾、もしくは派遣型家庭教師を活用する。

(3) 児童図書

児童の情操教育、知る権利の保障の一環として、図書室を完備し、整備を実施

・ 1回/年以上、新規図書の購入を行なう。※児童へ希望図書のアンケートなども実施

・ 蔵書点検を2回/年実施する。又、返却点検を1回/週実施する。

(4) 性教育

①. 児童への性教育

看護師を中心に、年齢や発達段階に応じた性教育の機会を設ける。又、関連図書の配備や15才以上の全児童に小冊子「U18」の説明を実施し、配布を行う。又、こども家庭相談センターと連携し、必要な児童には、通所指導を実施する（2022年度は実施0名）。

②. 性教育に関する職員研修

施設内研修の実施や、全国性教育セミナー、思春期保健セミナー、性教育研究会学術大会など性教育関連研修にも積極的に参加し、最新情報の収集と職員の意識向上に努める。

5. 権利擁護

天理教の教えに基づき、児童を無差別平等に接し、児童一人ひとりの権利を尊重し、養育を行う。さらには、社会福祉法人天理就業規則・苦情解決委員会規定・個人情報保護規定、天理養徳院運営規定に基づき、入所児童等及び保護者等に関する権利擁護に努める。

(1) 児童の権利について

①. 権利擁護に関する職員向け資料（当院オリジナル）の配布

「権利擁護の取り組み～被措置児童等虐待対応マニュアル」を全職員へ配布。

②. 権利擁護に関する職員研修等の実施

新任職員研修に「権利擁護」に関する時間を設けて、入職段階より啓発に努める。又、職員会議や職員朝礼で、施設長より権利擁護に関する訓話を実施する。

③. 権利ノートの配布

新規入所児童へ、奈良県子ども家庭課発行「権利ノート」を配布し、説明を実施する。

④. 客觀性のある職員の介入

ホームの密室化を防ぐ為、年2回、客觀的立場の職員による職員面談を実施する。

⑤. ポスターの掲示

集会所（遙拝室）入口に、子どもの権利条約の内容をポスター掲示する。

(2) 個人情報保護

①. 個人情報媒体の徹底管理

児童や保護者に関する重要書類を、施錠可能な所定場所（資料室）で一括管理する。

②. 児童管理システムの活用

児童の情報はPCによる入出力を行い、入出力や閲覧の権限管理も行う。

③. 記録等に関する規定等の整備

記録に関するマニュアルや記録の管理規定、写真管理マニュアルの作成に努める。

④. 写真の保護者同意掲載の徹底（院内掲示物除く）

県や市の広報に掲載される場合などは、特に留意し、保護者の意向を常に確認する。

（3）プライバシー保護

入所児童が「知られたくない」と思うような情報を、本人の同意なく無断で使用や閲覧、収集することのないように努める。とりわけ、児童居室においては、学習机や押し入れなど個人スペースの確保に努め、入浴や排せつ時に職員の介助が必要な場合も、他児の目に触れないように配慮する。

（4）苦情解決

①. 苦情解決委員会

社会福祉法人天理として、社会福祉法第82条の規定により、苦情解決委員会を設置し、利用者からの苦情・提言に適切に対応する体制を整え、苦情・提言の解決に努める。

②. 苦情解決に関する啓発活動

掲示板を活用し、苦情解決委員会の設置に関する掲示を行う。又、社会福祉法人天理のホームページ内に、意見・提言の受付に関する情報を記載する。

（5）児童の意向の尊重

①. 児童自治会

施設全体に関することで、児童からの要望がある場合は、児童自治会を開催する。

②. ホームミーティング及び個別面談の実施

週1回児童・職員参加型のミーティングを実施し、生活上の様々な確認や相談を行う。

又、状況に応じて、個別の面談機会を設けて意見の聴取を行う。

③. 意見箱の設置

本院、地域ともに意見箱を設置し、児童の意見表明の機会を確保する。意見箱に投函された意見は、直接院長が確認し、児童の希望に沿って適切に対処する。

④. ポスター掲示

院内ルールや権利擁護啓発に関するポスターを施設内各所に掲示する。

（6）被措置児童等虐待の防止に向けた取組み

①. 全国児童養護施設協議会発行“被措置児童等虐待防止チェックリスト”の定期実施

部署ごとに代表職員が中心となり、全職員がチェックリストの内容確認を行なう。

②. 懲戒処分等の案内

職員会議等の全体集会の機会を利用して、懲戒の対象であることを周知する。

6. 涉外関係

(1) 行政関係

「措置費の申請事務や職員配置の確認業務」については県庁（奈良県子ども家庭課）、「児童の入退所や措置変更、一時保護委託、レスパイトケア利用等」については、奈良県中央・県高田子ども家庭相談センター・奈良市子どもセンター、「ショートステイ・トワイライトステイ」については、各市町村の児童福祉課等と、行政関係との窓口となる職員を専任し、円滑な連携に努める。

(2) 学校関係

行政関係と同様、学校への窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。その他の連携については、以下に記載する。

①. 学校との連絡会の実施

入所児童の内、在籍の多い山の辺小学校、天理市立北中学校について、毎月1回、双方の管理的職員同士（学校：校長・教頭・人権推進教諭、施設：院長・主任・基幹的職員・各ホーム代表者）による連絡会を開催し、教育現場と生活現場との情報共有に努める。

②. 学校との交流会、合同研修の実施

在籍児童の多い学校等と交流会や合同のテーマに基づいた研修を実施する。

③. 各学校 PTA 役員へ職員派遣

愛護会、PTA、育友会など、各学校の保護者会活動に積極的に参加する。

(3) 施設関係

①. 奈良県児童養護施設協議会への参加

月に1回実施される上記協議会の代表者会議や権利擁護を考える会、研修部会等に参加する。

②. 奈良県児童福祉施設連盟への参加

上記連盟の各部会に職員派遣すると共に、各種研修（新任研修等）や行事（臨海訓練、アートコミュニケーション、球技大会、調理実習等）に参加する。

(4) 地域貢献活動

①. 各校区内部会への参加

天理市や学校区の部会役員（天理市スポーツ推進委員会、別所町子ども会、別所町体育委員、西長柄町消防団、学校・地域パートナーシップ、山の辺小学校学校運営協議会、山の辺校区人権推進協議会、ワガマチ合考）に職員を派遣し、又、行事（やまのべ多世代ふれあい食堂、子ども会各種イベント等）への参加も積極的に行う。

②. 地域公益的取り組みへの協力

社会福祉法人天理が主催する地域公益的取り組み（ふれあい防災イベント等）に積極的に協力する。又、1回/年、ふれあい広場を開催し、地域の方々を施設へ招待する。

(5) 各種団体関係

NPO法人（おかえり・O H A N A等）や、公益財団法人（森田記念福祉財団、フードバンク、ス

ポーツ振興会等)、社会福祉法人(共同募金会等)等と連携を図り、入所児童の養育・支援ならびに退所児童等の支援の充実に努める。

(6) 実習受入

後進育成を目的に、保育士、社会福祉士、看護師、公認心理師、栄養士といった資格取得の為の実習や、インターンシップ(職場体験)等の積極的な受入れを行う。

(7) ボランティア受入れ

入所児童の自立支援や地域との交流を目的に、様々なボランティアを受入れる。

・絵本読み聞かせ 　・学習指導 　・陶芸 　・生け花 　・児童余暇支援 　・その他

(8) 観察・見学受け入れ

施設の取り組みや児童を取り巻く状況の啓発を目的に、施設見学を積極的に受入れる。

(9) 講師派遣

地域貢献及び児童養護施設の啓発を目的に、施設職員を積極的に講師として派遣する。

(10) 里親支援

当院は、平成25年度より里親支援専門相談員を配置しているが、平成29年度から、奈良県知事より「里親支援機関」の指定を受けています。令和6年度からは、「里親センターなら」が法人内に開所予定のため、施設実習の受入れや講師派遣等、より一層連携し、里親支援事業の充実を図る。

※詳細については、法人天理の事業計画に記載予定。

(11) 心理相談支援

和5年度より、児童家庭支援センターてんりと連携し、施設の専門性、ノウハウを活用し、地域の里親等への巡回支援を行う心理療法担当職員を新たに配置し、里親支援、地域支援の一層の充実を図る。

(12) 保護者支援の充実

①. 施設として一貫した保護者対応の実施

- ・面会・外出(泊)等に関して、所定用紙(約束事明記)を用いた対応を実施する。
- ・関係機関との連携・協働に努め、保護者の状況に応じた支援を実施する。

②. 施設の取り組みの丁寧な説明

- ・入所時に、施設長、基幹的職員、担当職員が対応するよう心掛け、双方の面識機会を持つ。
- ・保護者説明資料として「入所のしおり」を配布する。「入所のしおり」は適宜、見直す。
- ・入所時には、取組みに関する丁寧な説明に努め、同意を得た上で「入所同意書」へ署名頂く。

③家庭復帰後のケア体制の整備

- ・家庭支援専門相談員を中心に児童家庭支援センターと連携し、家庭復帰後のケア体制を整える。
- ・家庭支援専門相談員を中心にこども家庭相談センターと連携し、家庭復帰後も、電話相談や家庭訪問、カンファレンスへの出席等を行い、必要に応じた情報収集、支援に努める。

7. 設備関係

(1) 防犯・防災

①. 防災訓練の実施

毎月1回、火災を想定した避難誘導及び通報、初期消火の訓練（消火器の設置及び位置・使用方法の確認）を実施する。又、10月と3月には上記に加えて、天理教教会本部消防掛の隊員を講師として招き、訓練用の消火器を使用して、実際に火を消す訓練を実施する。さらに、地震や風水害など、様々な場面を想定した訓練（ナラ・シェイクアウトの参加、保存食の備蓄定期点検）を実施する。

②. 防犯対策

防犯用『さすまた』を常設する。又、敷地内の防犯カメラを活用し、防犯対策に努める。さらに、毎日19:30に正門を施錠すると共に、夜間22:00以降は管理宿直者による巡視を実施する。

(2) 車両・軽車両

①. 軽車両について

軽車両に関する法律やマナーをポスター掲示する。又、年度初めに、通学軽車両を使用する中高生を対象に勉強会を実施する。加えて、児童用や公用の自転車を新規購入し、使用すると共に、1回/週、ブレーキやランプ、タイヤの摩耗などの点検を実施する。又、駐輪が快適化されるよう、照明設備の設置や自転車ラックの設置等を行う（第1章-7参照）。

②. 公用車両について

天理教教会本部が開催する交通安全講習に、新任職員や公用車両で接触等のある職員については参加を徹底する。又、職員の全体会議でも研修の場を設け、映像を用いて交通安全意識向上に努める。公用車両の管理としては、点検及び洗車を毎月1回実施する。さらに、公用車両の劣化等については、適宜修繕を行う。又、公用車両の運転については、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1回/年、発行手続き実施）を以て、施設長が許可の判断を行う。また、更なる支援の充実を図る為、車両1台の購入・配備を行う（第1章-1参照）。

(3) 環境整備

①. 環境美化

施設内の環境美化を日常的に努めると共に、木曜日と日曜日に施設内外の清掃活動を実施する。

②. 保守点検

消防設備（スプリンクラー、消火器、煙センサー等）や放送設備（通常放送、非常放送）、その他（電気・ガス・水道等）の点検を隨時実施する。又、遊具の点検を行う。

③. 各倉庫管理者配置

防災や防犯及び児童間のいじめ防止の観点から、施設内各倉庫に管理者を配置し、管理を行う。

(4) 改修・修繕

- ①. 児童棟外部トイレ（3ヶ所）の洋式化、個別化を図るための改修工事の実施
劣化箇所が見られ始めている事、又、社会情勢として環境のユニバーサル化が求められている上から、改善を図る事を目的として、改修・改装を検討・実施する（第1章-7参照）。
- ②. 雨樋の修繕
雨天時に、雨漏りによる通行箇所の浸水が見られるため、改修工事を実施する（第1章-7参照）。
- ③. 分院（まつ・すぎホーム）の改修・修繕
屋根瓦・外壁・雨樋などに劣化が見られ、耐震化が図られていない事、又、今後の児童支援体制（宿直等）を見据えた上から、建替えを含めた修繕・改築を検討、実施する（第1章-7参照）。

8. 職員関係

(1) 職員研修

全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設の研修体系一人材育成のための指針一」に基づき、積極的に研修に実施・参加し、職員のスキルアップを目指す。

- ①. 8分野の専門領域において「研修計画」を策定し、職員研修を実施・参加する。

①人材育成の基本	専門性を追求する姿勢 等
②資質と倫理	人格的資質を高める姿勢 等
③子どもの権利擁護	権利擁護を推進する姿勢 等
④知識	実践に必要な知識・知見
⑤子どもの支援技術	支援の技術
⑥チームアプローチと機関協働	チームアプローチの手立て 等
⑦家族支援	家族支援の姿勢・手立て
⑧里親・ファミリーホーム支援	里親支援・協働の姿勢 等

- ②. 職員の育成レベルを6階層に分け「研修計画」を策定し、職員研修を実施・参加する。

Lv. 1…入職前職員	採用が決まっている者
Lv. 2…新任職員	入職1年目、施設内基本業務の理解と実践
Lv. 3…初級職員	入職2～3年目、施設内業務の自立と職能の拡大
Lv. 4…中級職員	入職4～7年目、後任者の育成技能の習得
Lv. 5…上級職員	入職8年目以降、専門性の確立と研修企画・開催
Lv. 6…施設長	施設長となる資格を有した者、管理運営

- ③. 職員個々のスキルアップシート（全養協作成）を活用し、定期的な面談、評価を実施する。

④. 研修実施及び参加予定

○主な施設内研修（OJT） ※外部講師の招聘も隨時実施

- ・朝礼前（30分間）学習会（内容：看護、食育、養育方法に関わること etc）
- ・「衛生管理・感染症予防」に関わる研修
- ・「性教育・食育」に関わる研修
- ・「自立支援計画策定」に関わる研修
- ・「家庭・保護者支援」、「里親制度」に関わる研修
- ・「児童虐待・トラウマ・愛着・発達障がい」に関わる研修
- ・「メンタルヘルス・ストレスチェック」に関わる研修
- ・その他（各学校との合同研修会、県内／県外施設見学 etc）

○主な施設外研修（Off-JT）

- ・全国児童養護施設協議会（全国大会・FSW研修会・中堅職員研修会）
- ・日本子ども虐待防止学会（職員研修会）
- ・日本子ども養育研究会（総会・職員研修会）
- ・小舎制養育研究会（職員研修会）
- ・西日本セミナー（総会・職員研修会）
- ・近畿児童養護施設協議会（総会・職員研修会）
- ・奈良県（心理職員事例検討会・キャリアアップ事業・児童福祉専門援助講座）
- ・奈良県児童福祉施設連盟（新任職員研修会・職員研修会・事例研究会）
- ・天理教社会福祉施設連盟（おやさと研修会・全国大会）
- ・その他（SBI・西日本こども研修センター・日本家族計画協会・子どもの虐待防止センター等）

（2）福利厚生

厚生労働省による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の通知に基づき、職員の処遇改善にも努め、勤める職員が将来ビジョンを描ける施設運営を目指す。

①. 職員の処遇改善

- ・住込み職員の休憩時間確保の為、家事支援員を引き続き雇用。
- ・基幹的職員（公認心理師有資格者）、心理臨床研究員、精神保健福祉士有資格者を配置し、職員のメンタルサポート、キャリアサポートの充実に努める。

②. 親睦会開催

- ・長期休暇の前後に、職員慰労も兼ねた食事会を開催。
- ・年度初めの歓迎会、年末の忘年会、年度末の送別会を開催。
- ・児童職員参加のソフトボール交流会を実施。
- ・職員旅行の実施検討。

9. その他

（1）寄付について

施設の取り組みや現状、又、寄付の用途としては児童の自立支援という目的があることを十分に説明した上で、寄付の受け入れを行い、寄付者の意向確認の上、ホームページで公表を行う。

(2) 庶務会計関係

書類の提出先や回覧の経路、捺印欄、保管方法などを適宜見直し、適切に管理者及び担当者が確認できるように努める。又、公的金銭の適切な運用、管理を図る為、法人の経理規定（2022.10改訂）並びに、経理体制（2023.6施行）に基づいた業務の徹底に努める。

終わりに

今後も、新しい養育ビジョン、及び国・県政の動向に応じた取り組みを講じていく。

以上

＜参考資料＞

- ・児童養護施設運営ハンドブック（厚生労働省 2014.3）
- ・社会的養育の推進に向けて（こども家庭庁 2023.5）
- ・令和6年度 家庭福祉対策関係予算概算要求の概要（こども家庭庁 2023.8）
- ・児童養護施設が担う機能と今後の展望・展開（全養協 2023.3）
- ・令和6年度 全国児童養護施設協議会 政府予算・制度等要望書（全養協 2023.3）
- ・令和6年度 全国児童養護施設協議会 便覧（全養協 2023.9）
- ・児童養護施設のあり方に関する特別委員会 最終報告書（全養協 2021.6）
- ・児童養護施設の研修体系 - 人材育成のための指針 -（全社協・全養協 2017発行）
- ・奈良っ子はぐくみアクションプラン（奈良県 2023.3）
- ・奈良県アクションプラン第Ⅳ期（奈良県 2020.03）
- ・社会福祉法人天理規程集

令和6年度 事業計画

児童家庭支援センター
てんり

事業計画書	児童家庭支援センターてんり（案）
-------	------------------

令和6年度・事業計画

1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様が詠まれた「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営の基本理念としている。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っている。

児童家庭支援センターてんり（以下「当センター」）は、天理教の教え、並びに社会福祉法人天理の基本理念に基づき、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導・支援を行う。また、併せて児童相談所をはじめとした関係機関と連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 施設の概要

創 設：平成12年10月1日

運営主体：社会福祉法人 天理（理事長：深谷 忠道）

名 称：児童家庭支援センターてんり（施設長：久保 里美）

本体施設：児童養護施設 天理養徳院

所 在 地：奈良県天理市別所町715番地3（法人本部と同敷地内）

事業名称：児童家庭支援センター事業（児童福祉施設）

開所日時：日曜から月曜 午前9時から午後6時 *年末年始を除き祝日も開所。

電話番号：0743-63-8162

F A X：0743-68-1721

メ ー ル：tenri@sand.ocn.ne.jp

H P：<http://centertenri.sakura.ne.jp/>

設 備：

事務室（書庫・金庫・コピー機・書庫・NAS等設置）	
相談室・プレイルーム・待合室・キッズルーム	里親支援センターならと共有
研修室・地域交流室・講堂・駐車場・トイレ	法人全体で共有

職 員 数：合計5名（内2名は本体施設より出向）

施設長	相談員兼務 ※保育士・児童発達支援管理責任者
主任相談員	心理相談員兼務 ※臨床心理士・公認心理師
相談員	※保育士・児童発達支援管理責任者・相談支援専門相談員
心理療法担当職員	本体施設より配置転換 ※公認心理師

3. 実施する事業内容

当センターの実施事業は、大きく分けて下記 I～V の種類が挙げられる。

I 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる事業
II 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う事業
III 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う事業
IV 里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う事業
V 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う事業

上記の事業を形態ごとに（1）相談に応じる事業、（2）交流事業、（3）研修事業、（4）啓発事業、（5）連携に仕分け、次項以降に詳細を記載する。

重点項目

○職員体制

上記 I～V の事業を円滑に実施するため、本体施設と連携し、地域支援を担当する心理相談員及び家庭支援専門相談員の2名の受け入れを行い、業務の実施を行う。

加えて、相談業務経験を有した職員の加配を検討し、相談支援にあたる職員のスーパーヴァイズ体制の構築を検討する。

○業務の棲み分け

これまで児童家庭支援センターの職員が兼務で行ってきた里親支援事業であったが、その主たる業務を新設の里親支援センターが担うこととなる。これら業務の棲み分けを行うことで、里親支援以外の業務にもより一層注力するとともに、また、里親支援業務についても、里親支援センターと密な連携の下、実施する。

○児童虐待予防

児童虐待相談件数の増加に鑑み、児童虐待を未然に防げるよう、児童虐待防止啓発活動、外部研修へ

の講師派遣、児童福祉専門援助講座の積極的開催を行う。

○他部署との連携

これまで実施してきた諸会議に加えて、要保護家庭及び要支援家庭に関する情報を法人内他部署と共有できる会議を定期的に（2か月に1回程度）開き、地域の子育て支援において切れ目のない支援が行われるよう、中心的な役割を果たしていく。

事業の詳細内容

（1）相談に応じる事業

① 地域・家庭からの相談

児童本人やその家族、並びに地域の各種関係機関より相談を受け付ける。受け付けたケースは受理支援会議（月に2回程度実施）に諮り、支援方針を選択し、処理するとともに、記録等を作成し保管する。

ア) 相談の受付方法

・来所 　・電話 　・手紙 　・FAX 　・Eメール 　・訪問 　・その他

イ) 相談の種類別け

・養護 　・虐待 　・保健 　・障害 　・非行 　・育成 　・その他

ウ) 相談の支援方針

・助言指導 　・継続指導 　・他機関あっせん 　・児相への通告連絡 　・その他

エ) 相談の処理

・調査及び社会診断指導 　・心理診断指導 　・心理療法 　・その他

オ) 相談の記録方法

・児童台帳（データ管理） 　・児童記録票（表紙、経過） 　・経過一覧

・援助計画 　・診断所見（社会診断・心理診断） 　・業務日誌 　・その他

② 児童相談所からの委託による指導

県内の児童相談所の委託を受けて、相談を受け付け、支援を行う。なお、相談の受け付け方法、会議、種類、支援方針、処理、記録方法については、「①地域・家庭からの相談」と同様に行う。

ア) 児童相談所

・奈良県中央こども家庭相談センター
・奈良県高田こども家庭相談センター
・奈良市子どもセンター

イ) 児童相談所との報告・連絡・相談

・支援内容の報告書を定期的（半期に1回程度）に児童相談所へ提出

③ 里親からの相談

里親家庭や、里親登録希望者などからの相談を受けて、里親支援センターと連携し、支援を行う。なお、相談の受け付け方法、会議、種類、支援方針、処理、記録方法については、「①地域・家庭からの相談」と同様に行う。

ア) 児童相談所との報告・連絡・相談

- ・訪問実施前…訪問の日時・支援内容・回数等について調整
- ・訪問実施後…実施内容を報告

イ) 里親支援センターとの連携

- ・受理支援会議において、里親支援ケースについて確認する。

(2) 交流事業

① 広場型子育て支援事業「親子広場ふり～」

地域の子育て世帯を対象に、気楽に親子で集える場所を提供し、子育て世帯同士の交流の場作りに努める。

実施日時	毎週水曜日 10:00～12:00 (年末年始等を除く)
場 所	社会福祉法人天理 地域交流室
参加対象	生後4か月程度の乳幼児から小学校低学年児童及び保護者
内 容	遊び場開放・季節の飾りつけ・リユースバザー(年1回)・ミニ研修会
設 備	遊具・授乳室・乳児用体重計・ユニバーサルトイレ・自動販売機

※児童福祉に特化した助成金の申請を行い、設備の充実や研修会の実施を検討する。

② 里親情報交換会「おしゃべり広場」

里親同士の情報交換の場の開催に協力し、里親家庭の交流の場作りに努める。

(3) 研修事業

① 「専門援助講座」の開催

地域の関係機関と共に学び合い、連携を深めることを目的に、児童福祉に特化した内容について外部講師を招き、必要に応じて他機関と共に開催の上で実施する。

実施日時	年1～2回(7・1月) 2時間程度
場 所	社会福祉法人天理 講堂(もしくは研修室)及びオンライン
参加対象	児童福祉に携わる職員・関係機関(テーマによる)・保護者 等
内 容	子育てスキル講座・発達障害・愛着障害・性教育 等

② 里親研修・トレーニングへの協力

里親支援センターが実施する、里親登録や登録の更新に必要な研修、また、里親養育に資する研修に講師や運営スタッフとして協力し、里親登録を志す方への支援に努める。

(4) 啓発事業

① 児童虐待防止啓発活動

増加する児童虐待の状況を鑑み、子ども達を取り巻く現状を発信し、広く虐待防止の啓発活動を行う。特に、児童虐待防止推進月間である11月の「オレンジリボンキャンペーン」など、積極的に実施する。

実施日時	児童虐待防止推進月間である11月を中心に実施
場 所	県内主要駅や市内大型イベント
内 容	オレンジリボン・啓発用グッズの配布 等

② 里親制度啓発活動

里親支援センターが実施する里親啓発活動について、特に、里親月間である10月の街頭啓発活動などに運営スタッフとして協力し、里親制度の普及啓発につとめる。

③ その他の啓発活動

ア) 母子手帳取得者への啓発

・母子手帳を取得する全家庭に当センターの案内や子育て広場案内を配布する。

イ) 広報誌や回覧板等への啓発文掲載

・県発行支援機関ガイドや天理市発行のびのび通信に当センター案内を掲載する。

ウ) 講師派遣（出前講座）

・県内諸団体や学校等の依頼を受け、児童虐待防止啓発の講義を行う。

・各民生児童委員協議会 ・天理市保育サポーター養成講座 ・人権学習会 等

エ) サイト運営

・当センターのサイトを運営する。

・LINE相談、Instagramの運用開始を検討する。

（5）他機関との連携

① 県内各市町村との連携（家庭支援連絡会議等の参加）

県内各市町村の児童福祉関連会議に出席し、連携体制を整える。

・天理市要保護地域対策協議会（代表者会議・実務者会議）

・子ども・若者支援てんりネットワーク（代表者・実務担当者会議）

・天理市就学指導委員会（会議・教育相談・審議）

・学校でのコンサルテーション（心理士出向）

② 奈良県との連携

ア) 児童相談所からの委託による指導・支援

各児童相談所との連携の下、指導、支援が必要な家庭への対応を行うと共に、児童福祉司と個別ケ

ースのカンファレンス会を行い、連携強化を図る。

イ) 奈良県及び奈良市から委託による里親支援事業

- ・里親支援実務者会議（事務局として開催）

③ その他諸団体との連携

ア) 児童家庭支援センター協議会

- ・全国児童家庭支援センター研究協議会全国大会（参加）
- ・近畿児童家庭支援センター協議会（参加）

イ) 県内の諸団体

- ・奈良県発達障害支援センターでいあ～発達障害者支援連絡協議会（参加）

- ・里親関連団体

④ 法人内事業所や天理管内事業所との連携

ア) 本体施設・天理養徳院

- ・合同会議や個々に協働して取り組んでいるケースを通して、連携を図る。
- ・緊急一時保護やショートステイは、本体施設と連携を図り、受入れを行う。

イ) 指定障害福祉サービス事業所なごみ

- ・利用児童の保護者に対して、必要に応じて相談を受け、助言及び指導を行う。

ウ) 天理管内の各施設

- ・天理教教序託児所、めばえ託児所を巡回訪問し、乳幼児の発育等の経過観察を行う。
- ・担当保育士等職員へのコンサルテーション等を行う。
- ・天理大学、天理よろづ相談所病院等天理管内で勤める心理士の勉強会に参加する。

（6）事業運営を円滑にするための諸活動

① 会議

ア) 法人全体会議

社会福祉法人天理が主催する会議に出席し、他部署との連携を密にする。

イ) 受理支援会議

受け付けたケースの受理の合否、援助計画の策定及び支援の再評価等を行う。

- ・頻度：月2回程度

② 職員研修

各種団体が主催する研修会に参加し、援助技術の自主研鑽に努める。

- ・全国児童家庭支援センター研究協議会
- ・奈良県児童福祉専門援助講座
- ・子ども・若者支援ネットワーク研修会
- ・天理市就学指導委員（研修会）
- ・天理市ユースアドバイザー養成講座

- ・道の心理臨床家の集い
- ・奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」事例研究会

③ 設備管理

利用しやすい施設に資するため、常に設備内の美化に努める。

④ 人事・労務管理

職員の労働時間把握、勤怠管理に努め、業務内容や業務量の見直しを図る。

◎年間活動予定

4月	母子手帳取得者への啓発・各機関への挨拶回り
5月	要対協実務者会議・子ども若者支援会議
6月	保育サポーター養成講座
7月	児童福祉専門援助講座
8月	要対協実務者会議・子ども若者支援会議
10月	里親月間啓発活動
11月	要対協実務者会議・子ども若者支援会議・児童虐待防止啓発活動
1月	児童福祉専門援助講座
2月	要対協実務者会議・子ども若者支援会議
3月	次年度準備

※上記以外に親子広場ふり～（毎週）、受理支援会議（月2回程度）、里親研修及び里親交流会参加など、定期活動実施。

以上

令和6年度 事業計画

里親支援センター

なら

事業計画書	里親支援センターなら（案）
-------	---------------

令和6年度・事業計画

1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様が詠まれた「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営の基本理念としている。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っている。

里親支援センターなら（以下「当センター」）は、天理教の教え、並びに社会福祉法人天理の基本理念に基づき、里親等に係る支援を包括的に実施し、家庭養育の推進を行い、児童の養育環境の向上を図る。

2. 施設の概要

創設：平成12年10月1日

運営主体：社会福祉法人 天理（理事長：深谷 忠道）

名称：里親支援センターなら

所在地：奈良県天理市別所町715番地3（法人本部と同敷地内）

事業名称：里親支援センター事業（児童福祉施設）

開所日時：月曜から土曜 午前9時から午後6時 *年末年始を除き祝日も開所。

電話番号：0743-85-5567

FAX：新規開設予定

メール：foster-support@welfaretenri.com

HP：<http://nara-satooya.com/>

設備：

事務室（書庫・金庫・コピー機・書庫・NAS等設置）	
相談室・プレイルーム・待合室・キッズルーム	センターでんりと共有
研修室・地域交流室・講堂・駐車場・トイレ	法人全体で共有

職員数：合計10名

施設長	里親支援センターの長 ※社会福祉士・精神保健福祉士
主任相談員	里親リクルーター ※保育士・里親登録
相談員①	里親トレーナー ※児童指導員・児童養護施設勤務経験者
相談員②	里親等支援員 ※教員免許・児童養護施設勤務経験者
相談員③	里親等支援員 ※保育士・児童養護施設勤務経験者
相談員④	里親等支援員 ※社会福祉士・児童養護施設勤務経験者
相談員⑤	里親等支援員 ※保育士・児童養護施設勤務経験者
相談員⑥	里親等支援員 ※児童指導員・児童養護施設勤務経験者

心理相談員①	里親等支援員 ※公認心理師・里親支援事業勤務経験者
心理相談員②	里親等支援員 ※公認心理師

事業名称：里親支援センター事業、家庭体験ふれあい事業及び奈良県里親会事務局業

3. 実施する事業内容

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

① 里親月間における街頭啓発

実施日時	里親月間である10月を中心に実施
場 所	県内主要駅4か所及び県内大型イベント及び県内大型商業施設
内 容	里親啓発グッズ及びチラシの配布・相談ブースの設置

② 里親制度説明会「里セツ」の開催

実施日時	毎月1回 及び 必要に応じて開催
場 所	里親支援センターなら会議室・県内各市町村
参加対象	里親に関心のある方・里親登録希望者・行政職員
内 容	児童を取り巻く現状・里親制度の概要・種類・登録方法・体験談映像

③ その他の啓発活動

ア) 広報誌や回覧板等への啓発文掲載

- ・里親月間を中心に、各市町村の広報誌に里親制度の啓発文書を掲載依頼する。
- ・県庁や警察、バスなどのデジタルサイネージ広告を活用した啓発を行う

イ) パネル展示による啓発

- ・県庁屋上ギャラリーや県立図書情報館

ウ) ホームページ及びSNSの運営

- ・里親支援用サイトおよびInstagramを運営する。

(2) 里親研修・トレーニング等業務

① 里親基礎・登録前研修…里親登録に必要な研修

実施日時	年4回（1回につき講義3日・実習2日） 1日約6時間
場 所	講義…社会福祉法人天理 研修室 及び 奈良市子どもセンター 実習…県内の児童養護施設並びに乳児院に委託
参加対象	里親登録の希望者
内 容	【基礎研修】 里親養育論・養護原理・児童福祉論・里親養育演習・見学実習 【登録前研修①②】 里親養育論・発達心理学・小児医学・小児保健・里親養育援助技術・

	里親養育演習・養育実習
--	-------------

② 里親更新研修の実施…里親登録の更新に必要な研修

実施日時	年4回（1回につき講義1日・実習1日） 1日約6時間
場 所	講義…社会福祉法人天理 研修室 及び 奈良市子どもセンター 実習…県内の児童養護施設並びに乳児院に委託
参加対象	里親登録更新の希望者
内 容	児童福祉制度・発達心理学・里親養育演習（ライフストーリーワーク等）・ 養育実習（児童の委託歴が無い方のみ）

③ 里親トレーニング講座「里トレ」の実施…児童を委託する上で必要なトレーニング

実施日時	年2回（1回につき講義1日） 1日約3時間
場 所	講義…社会福祉法人天理 研修室 及び 奈良市子どもセンター
参加対象	児童の委託を受けていない里親で受講を希望する里親
内 容	事例検討（委託児童を迎えてからの様々な場面想定）・ロールプレイ 等

④ 専門里親研修の一部実施…専門里親の登録や更新に必要な研修

実施日時	必要に応じて開催
場 所	社会福祉法人天理 研修室 ※会場提供やコーディネート
参加対象	専門里親研修の登録や更新を希望する里親
内 容	事例検討・ロールプレイ 等

⑤ 里親スキルアップ研修…里親養育の質の向上に資する研修

実施日時	年3回
場 所	社会福祉法人天理 講堂 もしくは 別会場
参加対象	県内の里親
内 容	ライフストーリーワーク・ペアレンティング・真実告知 等

（3）里親委託推進等業務

① 里親とのマッチング業務

ア) 里親委託等推進委員会の運営

実施日時	年3回（5月・9月・1月）
場 所	奈良県中央こども家庭相談センター 会議室
参加対象	奈良県こども家庭課・児童相談所職員・里親会・ファミリーホーム協議会・ 里親支援専門相談員・里親支援センター職員
内 容	県内の里親委託等状況や、里親支援の方向性確認

イ) 里親支援実務者会議の運営

実施日時	年9回（里親委託等推進委員会の無い月）
場 所	社会福祉法人天理 研修室 ※会場提供・進行管理
参加対象	児童相談所職員・里親会・ファミリーホーム協議会・里親支援専門相談員・里親支援センター職員
内 容	県内の里親委託等状況確認、新規委託検討

ウ) 家庭体験ふれあい事業の実施

児童養護施設等に入所している児童でかつ、将来的に家庭における体験をさせることが望ましい児童の短期的な受け入れ先として、県内の里親家庭を開拓し、日帰りから1週間程度の家庭体験を実施する。該当児童が所属する施設と、事業実施計画及び実施報告を取り交わし、実施実績に応じて、一般生活費相当の額を受け入れ里親に支給するとともに、これにかかる保険の申請事務を実施する。

② 自立支援計画の作成協力

上記①イ) に記載の里親支援実務者会議、並びに、里親支援個別ケース検討会議等に出席し、児童相談所が自立支援計画を作成並びに見直す協力を行う。

(4) 里親訪問等支援業務

① 里親等への訪問支援

ア) 訪問の実施

下記の委託期間に合わせて回数設定すると共に、各状況に応じて実施する。

- ・委託後2か月間の里親…2週間に1回程度
- ・委託後2年以内の里親…1か月に1回程度
- ・委託後2年以上の里親…4か月に1回程度

必要に応じて、所管するこども家庭相談センターの担当CWに同行を依頼する。

イ) 里親レスパイト・ケアの周知及び調整

里親レスパイト・ケアについて、里親家庭に周知し、申請があった際は、所管のこども家庭相談センターと協議を行う。また、委託先の施設及び里親等の調整を行うと共に、委託先の相談にも応じる。加えて、当法人は、運営する児童養護施設の看護師とも連携し、ケアニーズの高い（医療的ケア等）子どもを受けている里親家庭からのレスパイト・ケアの受入れも実施する。

ウ) 相談支援

里親家庭や委託児童、里親登録希望者等からの相談を受け付け、対応する。相談受付の方法は、上記の訪問支援を除き、以下の方法で実施する。

- ・来所 ・電話 ・手紙 ・FAX ・Eメール ・その他

事業所内には、防音機能のある相談室やプレイルーム、また、小さな子ども連れの方でも利用でき

るキッズルーム、幼児用トイレがあり、様々な方が安心して相談できる設備が整っている。

② 里親等による相互交流

ア) 里親情報交換会「おしゃべり広場」

実施日時	毎月 19 日 10:00~12:00 及び 偶数月の 29 日前後 10:00~12:00
場 所	社会福祉法人天理 地域交流室 及び 偶数月 29 日前後は奈良市開催
参加対象	里親及び里親家庭で生活する子ども・奈良県里親会会員
内 容	サロン・遊び場開放・ミニ研修会・リユースバザー（年 1 回）
設 備	遊具・乳児用体重計・ユニバーサルトイレ・自動販売機

※おしゃべり広場は奈良県里親会、児童養護施設、奈良市と共に実施する。

イ) 養子里親のつどい

実施日時	年 2 回（9・3 月） 2 時間程度
場 所	社会福祉法人天理 講堂
参加対象	養子縁組里親及び子ども
内 容	サロン・遊び場開放・お楽しみ行事
設 備	遊具・乳児用体重計・ユニバーサルトイレ・自動販売機

※養子里親のつどいは奈良県里親会と共に実施する。

ウ) 委託里親のつどい

実施日時	年 1 回（11 月） 2 時間程度
場 所	社会福祉法人天理 研修室 及び 地域交流室
参加対象	児童相談所からの委託児童を養育中の里親及び委託児童
内 容	サロン（委託児童年齢別の里親サロン）・ミニ研修会
設 備	遊具・乳児用体重計・ユニバーサルトイレ・自動販売機

エ) 奈良県里親会交流会への協力

奈良県里親会が実施する、夏のお楽しみ会（キャンプ）、冬のお楽しみ会（クリスマス会）、里父・里母のつどい（食事会）等へスタッフを派遣し、運営の協力をを行い、県内の里親家庭の相互交流の促進を促す。

③ 親子の再統合に向けた面会交流支援

児童相談所と連携を図り、親子再統合が必要な家庭への会場提供や、応援会議への参加を行い、支援を行う。

④ 夜間・土日の相談支援体制

当センターは、月～土曜日の午前 9 時から午後 6 時を開所日時とし、対応を行う。なお、これらの曜日については、年末年始を除き、祝祭日も開所とする。また、里親研修や里親会活動など、状況に

合わせて日曜日を開所し、里親支援を行う。

（5）里親等委託児童自立支援業務

現在、奈良県内で社会的養護下の子どもの巣立ちを支援している NPO 法人おかえりと連携し、里親家庭やファミリーホームを巣立つ子ども達の支援に協力し、自立支援に資する。

4. 他機関との連携

（1）奈良県及び奈良市との連携

各児童相談所との定期的な会議の場を設け、適切かつ円滑な里親支援活動を行う。

- ・里親支援センター事業に関する奈良県こども家庭課との定例会議
- ・里親支援事業に関する奈良市子どもセンターとの定例会議
- ・奈良県里親委託等推進委員会（開催）
- ・里親支援実務者会議（開催）
- ・家庭体験ふれあい事業（実施）

（2）社会的養護関連諸団体との連携

- ・全国児童家庭支援センター研究協議会全国大会（参加）
- ・近畿児童家庭支援センター協議会（参加）
- ・NPO法人おかえり（協力）
- ・全国里親会全国大会（参加）
- ・奈良県里親会（事務局業務）
- ・奈良県ファミリーホーム協議会（協力）

5. 事業運営を円滑にするための諸活動

（1）会議

① 法人全体会議

社会福祉法人天理が主催する会議に出席し、他部署との連携を密にする。

② 受理支援会議

受け付けたケースの受理の合否、援助計画の策定及び支援の再評価等を行う。

- ・頻度：月1～2回程度

（2）職員研修

① 研修会の参加

各種団体が主催する研修会に参加し、援助技術の自主研鑽に努める。

- ・全国児童家庭支援センター研究協議会
- ・奈良県児童福祉専門援助講座

- ・奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」事例研究会
- ・家庭養護促進協会主催「里親支援にかかる Worker のための研修」

② 施設等への見学

先進的な活動を行っている施設を見学し、支援の質の向上に努める

(3) 設備管理

利用しやすい施設に資するため、常に設備内の美化に努める。

(4) 人事・労務管理

職員の労働時間把握、勤怠管理に努め、業務内容や業務量の見直しを図る。

6. 年間行事予定

4月	各機関への挨拶回り・里親啓発物品作成・里親会役員会
5月	里親委託等推進委員会・里親基礎登録前研修・里親会総会
6月	里親更新研修・里親スキルアップ研修・里親会役員会
7月	里親基礎登録前研修
8月	里親更新研修・里親トレーニング講座・里親会夏のお楽しみ会・里親会役員会
9月	里親委託等推進委員会・里親基礎登録前研修
10月	里親月間啓発活動・里親スキルアップ研修・里親会役員会
11月	里親基礎登録前研修
12月	里親更新研修・里親会冬のお楽しみ会・里親会役員会
1月	里親委託等推進委員会・里親基礎登録前研修
2月	里親更新研修・里親トレーニング講座・里親スキルアップ研修・バザー大会
3月	次年度準備・里親会役員会

※上記以外に里親情報交換会（毎月）、里親制度説明会（月1～2回）、受理支援会議（月1～2回）、里親支援実務者会議（年9回）など定期活動実施。

以上

令和6年度 事業計画

指定障害福祉サービス事業所

なごみ

事業計画書(案)	指定障害福祉サービス事業所 なごみ
----------	-------------------

令和6年度・事業計画

1. 運営方針

社会福祉法人天理の運営方針に基づき、知的側面や発達に障害がある、また、障害はなくても育てに困る1歳から18歳の子どもを対象に、一人ひとりに合った療育を計画・提供し、より必要な支援を行う。又、子育てに不安を感じている保護者に寄り添い、共に、個々に合った対応方法を見つけだし、子どもが安心して育つ様に支援していく。

天理教教祖のお言葉に、「育てば育つ 育ては誠 誠は修理 修理は肥やし」(おさしづM23. 6. 24)があるが、このお言葉はスタッフにとって深く心に留まるお言葉である。「十分に育ってもらいたいとの誠の心で日々接していくことは、作物を手厚く世話して肥を施すのと同じで、そのまごころは子どもにも通じ、神様に通じて、育てる人も育てられる子どもも、神様のご守護により素晴らしい結果を見せていただける」と理解させていただき、スタッフの心の指針として療育に励みたいと考えている。

第1章 事業計画重点項目

1. 普通学校へ通う子どもの受け入れと対応

現在、特別支援学校へ通う子どもの受け入れが中心になっているが、徐々に普通学校の通級や特別支援級に通う子どもの利用も増えてきている。療育手帳を持たず普通学校に通っている子どもの受け入れを勘案し、療育の場所を別にしたり、プログラム内容を変更したりと更なる職員の専門性や療育環境が必要となってくる。併せて、保護者との間で子どもの情報を共有しながら、療育や子どもへの理解に繋げる為に保護者と話し合いができる場所が必要となってくる。また、当事業所にて運営している児童発達支援教室「ほっと」の卒園児の受け入れも考慮し、切れ目のない支援を実施できるよう連携を図りたい。

2. 保護者支援

環境の変化にストレスを感じやすい子ども達の中には、強い不安感からパニックになる、こだわりが強くなる、自傷や他害行動が増えるといった傾向が見られることもある。また親子が長い時間一緒にいることで、保護者も子どものストレスも高まる状態になるケースが増えている。なごみ・ほっとでの療育、上手くいった支援の方法を伝え、家庭と情報共有をし、保護者の方の気持ちや時間にゆとりが持てるように取り組む。子育てにおける緊張状態が和らぐよう、積極的に受け入れをし、レスパイトできる空間を提供することで、保護者の支援に力を入れていきたい。

3. 新規利用者の獲得

新規利用者の獲得を目指し、ホームページやパンフレットの新規作成、学校や相談支援事業所への訪問活動、定期的なイベント開催等で利用者への認知度を広げていく。また、現在の利用者の満足度を高めて利用頻度を高めていき、地域のつながりやコミュニティから利用に繋げていけるように取り組む。

年々短期入所のニーズも高まっており、短期入所からの放課後デイの利用増も見込める上から積極的に新規の短期入所の利用を受け入れていきたい。

4. 外部講師による助言指導

各専門性を生かしながら多面的に支援が行えるように現場職員にアドバイスできる人材として、月に2回程度、外部講師（理学療法士）に療育指導していただき職員の専門性の向上、保護者支援の充実を図っていきたい。

5. 送迎サービスの実施

本来、通所系福祉サービスでは「送迎サービス」を必須のサービスとして展開しており、送迎負担の軽減など利便性を求める保護者が多い中にあって、送迎サービスは必要不可欠な状況である。送迎サービスを実施することにより、利用者がなごみの利用を検討したり、相談支援事業所、各学校からの紹介してもらったりする機会を増やせる上から利用者の確保に繋げていきたい。

6. 相談支援事業所の新規開業

天理市には障害児相談支援が少なく、セルフプラン（保護者がサービス等利用計画を書いていること）が多い。厚生労働省の資料に「セルフプランが高い現状も踏まえ、障害児相談支援による支援が行われるよう取り組みを進めることが必要」とあり、天理市でも障害児相談支援事業所の選択肢を増やしていくことが必要である。相談支援を始めることによりほっと、なごみの利用児童の増加にもつながる可能性がある為、令和6年度中に開業したいと考えている。

7. 療育の質の向上

近年、障害福祉サービス事業所が増加していく中で、厚生労働省は障害児支援の在り方として「障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要」と述べている。こうした状況を鑑み、子どもや保護者のニーズに応えることができる質の高い支援を提供していかなければならない。日々支援、サービス提供をする中で、プログラムや教材を制作することはとても大変なことであるが、外部研修の参加や他事業所の見学、研修教材サービスの利用により、療育の質の向上に努め支援の幅を広げ、子どもたち一人ひとりの成長に繋げていきたい。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1) 開設：平成15年4月1日
- (2) 運営主体：社会福祉法人 天理
- (3) 理事長：深谷 忠道
- (4) 名称：指定障害福祉サービス事業所 なごみ
- (5) 施設長：楠戸 貴之
- (6) 所在地：奈良県天理市別所町 715 番地 3
- (7) 実施事業：
 - ①放課後等デイサービス事業
 - ②短期入所事業
 - ③児童発達支援事業
- (8) 設備等：
 - ①、②事務室、居室、食堂、宿泊室、浴室・脱衣室、トイレ
 - ③職員室、指導訓練室、トイレ、保護者待機室
- (9) 嘴託病院：天理よろづ相談所病院
- (10) HP：<http://nagomi8220.sakura.ne.jp/7153/>
- (11) 職員数：施設長1名、児童発達支援管理責任者2名、保育士7名、児童指導員6名
調理員1名、天理高校Ⅱ部学生2名 合計19名
※主な資格 保育士、児童指導員、調理師、介護福祉士、社会福祉士、
児童発達支援管理責任者、相談支援専門員

第3章 事業計画

放課後等デイサービス・短期入所事業

事業方針

- (1) 子ども達一人ひとりを、一人の人間として尊重するとともに、さまざまな事柄に主体的に関わる中で楽しみながら個々の能力を向上させることができるように支援する。
- (2) 子ども達のもつ特性や障害、生活の実態に応じて療育を立案及び提供し、生活リズムや基本的生活習慣の確立、集団生活への参加など、発達上必要な援助を行う。
- (3) 保護者と連携しながら子ども達の育ちを援助し、子育てのパートナーとしての役目を果たすとともに、家庭における育児の上に、知識や技術を共有できるよう働きかける。又、保護者の心に寄り添い、時には家庭の事情を考慮した援助や、レスパイトサービスの役割も果たす。
- (4) 前三項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月奈良県条例第35号）及び「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月奈良県条例第37号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 利用について

(1) 開所日時等

①放課後等デイサービス

開所日：月曜日及び水曜日から日曜日

ただし、【8月12日から16日、12月28日から1月3日】を除く

開所時間：平日 13時から18時

休日 10時から18時

②短期入所

開所日：月曜日及び水曜日から日曜日

ただし、【8月12日から16日、12月28日から1月3日】を除く。

開所時間：18時～翌10時

(2) 定員 放課後等デイサービス10名 児童短期入所3名

(3) 受付 利用や見学の希望があった保護者に対して、当事業所の概要説明を行い、療育の様子、事業所内の見学を受け入れる。

(4) 事前面接 緊急の場合を除き、初回利用以前に当該児童及び保護者に対して事前面接を行い、サービス実施に関する必要な事項を聴取する。(2回目以降についてはこれを行わないが、初回利用以降2年を経過して新たにサービスを利用する場合や、児童の心身の状況や家族環境の変化などが生じた際には、再度事前面接を行う)

(5) 契約 当事業所におけるサービスの内容、重要事項等を説明し、契約を行う。

(6) 利用 利用受付は利用希望日の属する月の前月1日より開始する。

3. 療育内容

(1) 「放課後等デイサービス」

○個別支援計画

①年度末年度始、新規利用始めに保護者への聞き取りを行った上でケース会議を行い、相談支援事業所からの計画書と合わせて目標を設定し「個別支援計画」を作成する。

②概ね半年を目安にモニタリングを行い、目標・手立てを振り返り、達成できたかの評価を行う。継続の場合は目標・手立てが適切であったかを職員間で話し合い、状況により変更する。

※この計画に基づき以下の療育を行う。

○生活支援

- ・発達に応じて個別指導を行い、基本的生活習慣を確立するよう支援する。

時間	日課
10：00	来所（休日）
	個別活動・自由遊び
12：00	昼食
	自由遊び
13：30	スクールバスで来所
14：00	設定活動（全体）
15：00	おやつ
	個別活動・自由遊び
18：00	お迎え

※引き続き短期入所を利用する場合もある。

○設定活動

【活動内容】

- ・内部活動…運動遊び、製作遊び、音楽遊び、言葉遊び、感覚遊び、食育、散歩、水遊び、生活スキル
- ・外部講師活動…音楽療法、身体表現遊び
- ・ボランティア活動…少年会、われもこう、天理お話の会

○記録

- ・日々の活動の反省を記録として残して振り返り、次の活動に活かす。外部講師・ボランティアによる活動については、活動後に担当者との振り返りの時間を設け、方向性を確認して共通理解を形成する。
- ・天理市在住の子どもに関しては、「活動記録」として、記録をコピーして一月分をまとめて提出する。

○自由遊び

- ・個別に遊びを提示し、取り組み始めた遊びに働きかけて発展させ、自由遊びが充実するよう支援する。

○就労準備

- ・高校生の児童を対象に、就労に向けた知識やスキルが身につくよう支援する。

（2）「児童短期入所事業」

保護者の事情によって家庭での子育てが一時的に困難になった場合、又は自立に向けた訓練のために児童を一時入所させ、支援を行う。

食事、入浴及び排泄の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行い、児童とその家族の福祉の増進を図る。

○生活の流れ

時間	日課
18：00	来所
	夕食
19：00	入浴
	自由時間
21：00	小学生就寝
22：00	中高生就寝

時間	日課
7：00	起床
7：30	朝食
8：30	登校（平日）
	自由遊び（休日）
10：00	お迎え

※引き続きデイサービスを利用する場合もある。

4. 保護者支援

- (1) お迎え時にその日の利用記録をお渡し、隨時子どもの様子を保護者と話し合えるようにする。また定期的にブログを更新し、活動の様子を伝える。
- (2) 年3回「なごみだより」を発行し、保護者に配布することでより深くなごみを理解してもらえるよう努める。
- (3) 必要に応じて保護者と話し合う時間を持ち、子育ての悩みや困りごと等の情報を共有し、保護者の気持ちに寄り添いながら適切なアドバイスを行う。

5. 関係機関との連携

各特別支援学校、各特別支援学級、他事業所、相談支援事業所、天理市自立支援協議会、天理市こどもネットワーク等の関係機関との連絡を密にし、連携して情報の共有を図る。

6. 職員の資質向上

- (1) 各々の立場としての役割を自覚し、責任感を持って職務に当たる。
- (2) 内部・外部研修を計画・実施し、専門的な知識・技術を習得する。

7. 食事提供

- (1) 朝食・夕食に限り、事業所内の厨房で調理された食事を提供する。
- (2) 昼食を必要とする場合は、利用者に持参してもらうか、食事業者へ発注をする。
- (3) 栄養士との連携や食事提供に関する練り合いの場を設ける。

8. 人事管理

- (1) それぞれの職員が力を発揮できるよう、職務内容や従事状況の把握に努め、組織的な事業運営を図る。
- (2) 人事考課を実施する。

9. 請求事務

(1) 利用者負担額などの受領事務

市町村によって支給決定時に定められた負担額及び食費、日用品費などの実費を利用者より徴収する。この際、市町村が利用者に対して定めた月毎支給量の残量を明示する。

(2) 通所給付費、介護給付費請求事務

利用した翌月 10 日に各市町村へ利用費の請求を行い、利用費を代理受領する。(原則として請求した月の月末まで)。短期入所は障害区分によって差がつけられる。

(3) 利用者からの相談、苦情処理に関する業務

常に児童の心身の状況や家族環境などの把握に努め、必要な助言などを行う。また、苦情解決の窓口、担当者などを利用者に示し、権利擁護に努める。

(4) 事業統計の作成

年間活動状況を統計処理することで、利用者のニーズや事業効果を正確に把握し、より良い運営を図る。

10. 安全対策

(1) 非常時災害対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に連絡、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また、緊急時における法人内職員のバックアップや、非常時災害の時の避難・誘導の支援体制を確保する。

(2) 医療機関の協力

医学的治療を必要とする緊急時には、公益財団法人・天理よろづ相談所病院（小児科・他）への協力を求める。

(3) 感染症対策

感染症に関する知識を習得し、予防に努める。マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう努める。子どもはもとより、保護者や外部講師、委託業者等、接触する可能性があると考えられる者も含めて、上記の対応を行うよう促すこと。また、定期的に部屋の換気を行い、感染症対策に取り組む。国内の感染状況を鑑み、受け入れの制限を行い、事業所内での感染を防ぐ。

(4) 防犯対策

防犯カメラの活用や施錠の徹底を行い、不審者の侵入に対する危機管理を行う。

11. 広報

(1) パンフレットの配布などにより、各市町村や関係機関窓口を通じて事業の概要を公表し、また、ホームページを活用して、地域に広く理解を求める。

(2) 障害福祉サービス等情報公表制度

事業者は都道府県知事へ障害福祉サービスの内容を報告し、都道府県知事が報告された内容を公表する。利用者は個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、公表された内容を閲覧することが出来る為、隨時報告内容の見直しを図っていく。

12. 評価

(1) 事業者向け放課後等デイサービス自己評価表

放課後等デイサービスガイドラインに基づいた事業所自己評価を行い公表する。

(2) 保護者等向け放課後等デイサービス評価表

保護者等向け評価表を配布し、アンケート調査を行う。回答は集計し公表する。

児童発達支援事業 ほっと

1. 事業方針

- (1) 子どもがありのままの姿で過ごせる場所を提供し、遊びを通して少しづつ周りに気付き、環境を活かしながら様々な力を身に付けていくよう支援していく。
- (2) 基本的生活習慣については、各々の発達に合わせた指導をし、子どもが生活面での自立を喜ぶ気持ちを持つことができるよう導く。
- (3) 小集団での遊びを通してお互いに刺激し合い、活動の幅を広げ次第に友だち同士が繋がり合えるよう導く。
- (4) 母子分離で療育を進める事で子ども達の自立心を育て、保護者には冷静な目で子どもの姿を見る事で気付きを得られるよう支援する。保護者同士の交流の場を提供することで、保護者同士が支え合えることができるよう促す。
- (5) 保護者とともに子どもを見つめ、学び合い、その子の特性に応じた育児ができるよう、また保護者が育児に希望をもって臨めるよう支援する。

2. 利用について

- (1) 対象：概ね2歳児から就学前までの受給者証を持っている子ども。

(2) 開所日時

開所日：月曜日から金曜日までとする。

ただし、【祝日、及び8月12日から16日、12月28日から1月3日まで】を除く

開所時間：午前の部 9時30分から11時30分

午後の部 13時30分から15時30分

- (3) 定員：10名

- (4) 問合せ：直接来所、電話、メール等で問い合わせのあった保護者に対して事業の概要説明を行う。

- (5) 無料体験：無料体験を通して利用可能。

- (6) 契約：当事業所におけるサービス内容・重要事項等を説明し、契約を行う。

契約終了後にアセスメントを行い、個別支援計画を作成する。

(7) 利用：学齢や発達毎にクラス分けを行い、週に1～2度通所する。

3. 療育内容

(1) 未就園児（対象：概ね1～2歳学齢児、実施：午前）

- ・就園へ向けての準備段階としての活動を行う。
- ・少人数の友だちとの関わりから少しづつコミュニケーション力を培う。

(2) 並行通園（対象：年少～年長児、実施：午後）

- ・就学へ向けての準備段階としての活動を行う。
- ・ルールのある遊びを多く投げ掛け理解力や協調性を培う。

(3) 個別療育（対象：年長児、実施：年間5回）

- ・就学へ向けて一人ひとりに適した課題を与える。
- ・保護者と相談しながら課題を明確にして療育を行い、家庭での取り組みに繋げる。
- ・活動の振り返りの時間は保護者と個別に話せる機会でもあるので、育児の悩み等の相談を受け、前向きに育児ができるよう支援する。

(4) 保護者との個別相談（対象：就園時、就学時、新規利用時、他希望制）

- ・就園、就学に向けての不安な気持ちや新規利用時の疑問等を聴取し、スムーズに進めるようとする。
- ・支援計画の説明を丁寧に行う。
- ・年長児に関しては、個別療育の課題を明確にして伝える。

○療育内容

『児童発達支援ガイドライン』に基づき、児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画に基づいて、子どもたち一人ひとりに合わせた療育を提供する。

具体的な支援の内容は、以下の5つに分類される。

▼健康・生活

利用児童の健康状態の維持及び改善、生活のリズムや生活習慣の形成、基本的生活スキルを獲得することを目的とする。

▼運動・感覚

利用児童の姿勢と運動動作の向上と補助的手段の活用、保有する感覚の総合的な活用を目的とする。

▼認知・行動

認知の発達と行動の習得、空間や時間、数などの概念形成の習得、対象や外部環境の適切な認知と行動の習得を目的とする。

▼言語・コミュニケーション

言語の形成と活用、言語の受容及び表出、コミュニケーションの基礎的能力の向上及びコミュニケーション手段の選択と活用を目的とする。

▼人間関係・社会性

人間関係の形成、自己理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加を目的とする。

○療育計画

- ①年間計画・クラス毎の学期間間計画書を作成し、個別の課題も確認しながら日々の集団療育計画を考案する。
- ②個別療育に関しては、保護者からの聞き取りを基に、就学までの課題を明確にした上で考案する。

○個別支援計画

- ①年度末年度始、新規利用始めに保護者への聞き取りを行った上でケース会議を行い、相談支援事業所からの計画書と合わせて目標を設定し「個別支援計画」を作成する。
- ②概ね半年を目安にモニタリングを行い、目標・手立てを振り返り、達成できたかの評価を行う。継続の場合は目標・手立てが適切であったかを職員間で話し合い、状況により変更する。
- ③年長児に関しては、入所時からの当教室での様子や課題等をまとめた「就学支援シート」を年度末に作成する。
- ④「個別支援計画・モニタリング・就学支援シート」の説明は、ケースにより療育時間外に時間をとって対応する。

○療育の反省・記録

- ①日々の療育終了後に職員全員でカンファレンスを行い、活動の振り返り・子どもの様子等を話し合い、保護者からの相談等も含め共通理解して次の活動や保護者支援に活かす。
- ②カンファレンスで話し合った内容は「個別記録書」に記録し保管する。保護者からの連絡・相談内容も周知し記入する。活動内容に関しては「業務日誌」に記入する。
- ③天理市在住の子どもに関しては、「療育日誌」としてカンファレンス記録を一月分まとめて提出する。

4. 活動の流れ

○療育活動の流れ

(集団療育)

日々の療育毎にプログラムを計画し、それに基づいた内容で進める。同内容の遊びでもクラスにより内容・難易度・提示方法等を変える。また、その日の子どもの様子により柔軟に変更して対応する。

午前	療育内容	午後
9：30	登所、準備、排泄、手洗い、体調確認	13：30
9：45	自由遊び	13：45
10：00	はじまりの会	14：00
	設定遊び	
11：00	排泄、手洗い	15：00

	おやつ	
	自由遊び	
11：25	準備、おかえりの会	15：25
11：30	降所	15：30

※トイレトレーニング中の子どもに関しては、排泄時間・回数を都度変更して自立に繋げる。

(個別療育)

年長児に限り就学準備として「45分間座って落ち着いて課題を行う」「先生の話をしっかりと聞く」事を重視し、保育士とマンツーマンで個別の課題に取り組む。

時 間	療育内容
14：00～14：45	個別の課題
15：30～16：00	
14：45～15：00	自由遊び及び保護者との振り返り
16：00～16：30	

5. 保護者支援

- (1) 保護者同士の交流の場となるよう、保護者待機室を設ける。
- (2) 送迎時の話し合いや連絡帳等を活用し、保護者との間で子どもの情報を共有しながら、療育や子どもへの理解に繋げる。
- (3) 育児の悩みや困り事があれば、療育時間外に個別相談日を設けて保護者の相談を受け、共に解決への糸口を探る。
- (4) 年2回以上、専門家を招いた講演会や勉強会等を計画する。
- (5) 保護者同士の繋がりを強化する為、茶話会の場を提供する。

6. 関係機関との連携

各市の保健センター、相談支援事業所、幼稚園・保育所・託児所、小学校等との連携のもと、支援目標や方法を共有しながら療育に臨む。

7. 職員の資質向上

- (1) 各々の立場としての役割や専門職としての職務を、責任感を持って全うする。
- (2) 内部・外部研修を計画・実施し、専門的な知識・技術を習得する。

8. その他

人事管理・請求事務・安全対策・広報・評価については、放課後等デイサービス・短期入所と同様とする。

令和6年度 事業計画

児童養護施設

天理教三重互助園

令和6年度 事業計画

はじめに

この事業計画は、児童養護施設天理教三重互助園における内容について記載している。

1. 運営理念

児童養護施設天理教三重互助園は、社会福祉法人天理の基本理念に基づき、永年積み上げてきた児童養護実践を活かしながら、更なる養護実践の研鑽を目指し、社会的養護を必要とする児童に対し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

事情あって家庭を離れざるを得なかった子どもの深い悲しみや挫折感を理解し、虐待などの不適正な環境の中で受けた心身の傷を、安心安全で安らぎのある雰囲気の中で、「朝起き、正直、働き」を基本信条として、生活や学習の支援、更には自立支援も重視しながら、養育支援の充実を図り安定した自立を促す。

児童家庭支援センターわかぎを窓口として、地域の子育て支援に積極的に貢献し、地域社会に広く認知され、信頼される存在となれるよう努める。

(1) 基本理念

「人の子も我子もおなしころもて おふしたててよ このみちの人」

(2) 基本信条

朝起き	○早寝・早起きのできる、元気でけじめのある子になります。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になります。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働き	○まわりの人と仲良くなすけ合える子になります。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

2. 基本方針

天理教教祖の親心を通して、本教信仰の陽気ぐらしの精神を体得せしめ、将来明朗闊達にして社会に貢献する人間に養育することを目標に、真心をもって規律ある日常生活を営む。

「人の子を預かって育ててやるほどの大きな助けはない。世話をさせてもらうという真実の心さえ持つていたら与えは神の自由で、どんなにも神が働く。案じることはいらんで」

小規模児童養護施設基本方針

「安心、安全、安らぎ 心の基地から未来を拓く
一人ひとりの未来へ紡ぐ 一人ひとりの未来へ繋ぐ」

第1章 事業計画重点項目

1. 天理教三重互助園社会的養育推進計画・整備計画

社会的養育の推進に向けて、「天理教三重互助園社会的養育推進・整備計画」の基本理念「地域の子どもひとりひとりにとって、適切な育ちの環境が切れ目なく一貫して保証されることを目指し、感謝・慎み・助け合いの精神をもって、必要なありとあらゆる取り組みを行う」に基づき、“適切な養育環境の永続的保障” 地域の子育て拠点を目指して” 地域福祉の向上 “を合言葉に、令和 11 年度末までの期間、本計画を職員への浸透を図り、その理念に則った活動を展開する。

推進計画・整備計画については見直しを検討する。それについては県とも相談し、また児童家庭支援センターわかぎとも協議を行いながら進めていく。

2. 児童の権利を擁護し、児童を尊重した養育支援の実施

私たちは、子どもの可能性を信じ、社会と他者と繋がりながら主体的に生きることのできる子どもたちへと育くんでいける人に育つよう、職員一人ひとりは、基本理念に心を寄せる努力をする。

権利擁護係を中心とした児童への勉強会を定期的に実施したり、倫理綱領の周知を図るなどして、子どもの権利を大切にする様努める。

セカンドステップや CPA、家族会議等を通して養育支援の実施を行っていく。

3. 小規模で家庭的な養育支援の実践

小規模で家庭的な養育の提供に努め、児童間のコミュニケーション・関係性に配慮しながらともに尊重し合い、自分も大切にし、相手も大切にすることを大事にしていく。

4つの家に分かれた環境の中で、職員が食事の買い物から食事作りも含め行っていく。子どもの居室の個別空間の確保や、各家の団らんの空間も設けていく。

いろいろな経験の場を応援し、子どもを健やかで心豊かに育んでいく。

- ・子ども一人ひとりに更に関心を向け、表面化されない思いを分かろうと努める
- ・傾聴のスキルを身につける
- ・効果的に機能するコミュニケーションを学ぶ（表情、あいづち、笑顔など）

4. 自立支援

アドミッションケア・インケア・リービングケア・アフターケアのさらなる充実を図り、子どもたちの自立に向けた支援に力を入れる。

それぞれ子どもに応じた自立訓練の時期を見定めながら行っていく。自立支援担当職員を中心に、自立を支援していく。

- ・子どもの特性を理解する
- ・関係機関や学校と情報や方向性を共有する

- ・地域の企業と繋がる
- ・子どものアルバイトを推奨する

児童家庭支援センターわかぎ職員と必要なタイミングで連携を行い、退所後の相談・支援にも一層力を入れて取り組む。

リービングケア・アフターケアの充実の為、専属の自立支援担当職員の配置（確保）を目指す

5. 職員全体のチームワークの向上

子どもたちの育ちの伴走者である職員は、基本理念・基本方針を土台として、感謝・慎み・たすけあいの心で、支え合い、助け合い、一手一つの心で、子どもたちを育んでいけるよう心を尽くす。

各家での会議等の充実に努め、また全体での情報共有や連携の場を意識的に設定する。

- ・運営委員会、リーダー会議を通して各家、各職員の状況を出来る限り把握に努め、（チームワーク力に繋げる）る。
- ・福利厚生にも力を入れ、職員のチームワーク向上に取り組む。
- ・会議において、一人ひとりが意見を言いやすい会議を目指す。

6. 地域支援、家庭支援、退所児童支援の充実

地域における子育て支援への取り組みは、児童家庭支援センターわかぎと連携し、児童養護の実践で培った経験を活かして、各市町村からの子育て短期支援事業等、地域のニーズに応じた積極的な子育て支援ができるように努める。

地域行事への積極的な参加と挨拶運動の継続を進める。さらに、児童家庭支援センターわかぎを軸として、地域のニーズに合った子育て支援を展開していく。

家庭支援専門相談員を中心に、児童家庭支援センターわかぎ職員と連携し、親子関係再構築・維持・修復に向けて、子どもを中心に親子・家族交流や、イライラしない子育て法等、具体的なトレーニングの実施に努める。

退所児童のアフターケアについても、自立支援担当職員、アフターケア係を中心に、児童家庭支援センターわかぎ職員と連携し、退所後の相談・支援にも一層力を入れて取り組む。

7. 人財確保・人財育成・人財定着と働きやすい職場づくり

人財の確保が難しい状況の中、施設実習や見学を積極的に受け入れ、さらにホームページやSNSからの情報発信も行い、施設の取り組みを知ってもらうことにさらに力を入れる。

令和4年度に立ち上げた人財アプローチ係を中心に、各学校や学生へのアプローチも積極的に行う。また、内定者へのフォローにも努め、スムーズな入職が出来ることを目指す。

育成についても人財育成委員会を中心に、研修企画や研修参加を通して、人財育成と資質向上を目指す。SV（スーパーバイズ体制）のさらなる充実も図る。

また、処遇改善や勤怠管理、メンタルヘルス等を通して、働きやすい施設を目指す。

8. 信頼される組織運営

基本理念・基本方針を土台として、感謝・慎み・たすけあいの心で、支え合い、助け合い、一手一つ

となって養育支援に心を尽くす。

経理規定に基づく適切な会計業務を行うとともに、内部管理体制を構築する。

法人による定期的な内部監査を行うことにより、適切かつ効率的な管理体制の持続及び徹底を行っていく。また、その内容を理事会へ報告し、今後も内部統制の意識を継続する。

施設内においてもコンプライアンス体制の強化を図り、業務の透明性が高まることを目指す。

令和4年度に受審した第三者評価機関の評価結果を基に、改善点や課題について支援拠点を中心に取り組む。

児童の財産管理に対して、児童本人と担当職員による定期的な台帳作成と複数の会計担当者による確認作業を行う。また、通帳管理者と印鑑管理者を別にした体制を敷き不正使用の防止に努める。

9. 危機管理体制の充実

リスクマネジメント（ヒヤリハット等）に向けた取り組みの充実を図る。

BCP（非常時における事業継続計画）の作成を令和6年度末を目標に法人とともに進めていく。

新型コロナウイルスをはじめ、各種感染症対策マニュアルを情勢に応じて見直し改定を図り、必要な対策を講じる。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1) 創 設：昭和23年3月
- (2) 運営主体：社会福祉法人 天理
- (3) 理 事 長：深谷 忠道
- (4) 名 称：児童養護施設 天理教三重互助園
- (5) 施 設 長：山路 英子
- (6) 所 在 地：三重県伊勢市倭町30番地1 地域小規模児童養護施設は下記に記載
- (7) 児童定員：30名
- (8) 設備など：①の本体施設は鉄筋コンクリート2階建て2棟、②と③の地域小規模児童養護施設は木造2階建て2軒

①本体施設（平成21年9月より）

敷地面積：共用棟：2,873.45 m² たいようの家：304.20 m² つきの家：255.33 m²

つきの家・たいようの家 児童定員 18名

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 外部倉庫、
事務所棟	応接室、会議室、団らん室、トイレ、倉庫

②分園型小規模グループケア ひだまりの家（令和6年4月） 定員6名

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室
-----	-----------------------------

③地域小規模児童養護施設 かすみそう (平成30年4月) 定員6名

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、児童居室 外部倉庫
-----	-------------------------------------

(9) 嘴託病院：徳田ファミリークリニック

(10) 実施事業：小規模グループケア事業2か所、分園型小規模グループケア1か所、地域小規模児童養護施設1か所、子育て短期支援事業

(11) HP：<https://miegojyoen.com>

(12) 付置施設：児童家庭支援センターわかぎ

2. 児童の受け入れ

(1) 入所児童月間平均予想

- ①本園グループホーム2ヶ所 … 15～18名
- ②分園型グループホーム1ヶ所 … 5～6名
- ③地域小規模1ヶ所 … 5～6名

(2) 一時保護児童月間平均予想

1～1.5名(年間12～18ケース)

※県内6ヶ所の児童相談所(南志・中勢・北勢・紀州・伊賀・鈴鹿)

(3) 子育て短期支援事業

①事業内容：ショートステイ

②契約市町数：11市町

○伊勢市	○鳥羽市	○志摩市	○玉城町	○南伊勢町	○津市	○松阪市
○明和町	○多気町	○尾鷲市	○紀北町			

3. 職員について(本園及び地域1か所)

(1) 職員数 ※令和6年度当初予定

○施設長	1名	○個別対応職員	1名
○事務	1名	○家庭支援専門相談員	1名
○統括主任	1名	○自立支援専門相談員	1名

○副主任	1名	○心理相談員	1名
○保育士	9名	○家事支援員	4名
○児童指導員	1名	○嘱託医	1名
○栄養士	1名		

(2) 主な資格

○施設長 ○児童指導員 ○保育士 ○社会福祉士 ○栄養士

第3章 事業計画

1. 会議・連絡会

下記の通り、会議・連絡会を定期的に開催し、運営と養育・支援の適正化と質の向上に努める。

(1) 職員会議

毎月一度、全体会議である職員会議を実施。子どもの入退所の状況報告や各委員会・係からの報告を行う。また、FSWや心理士、児童家庭支援センターわかぎなどからの報告を行い、各家児童における前月からの特記事項を確認する。

状況に応じて、ZOOMなどのオンラインも活用しながら会議を実施していく。

(2) 養育・支援会議

週に1回、児童の養育・支援に関するカンファレンス・会議を各家で実施する。

施設で生活する子どもの支援は、個々の生活課題への支援と家庭に関わる課題への支援、そして、自立という成長過程を見据えた支援に分けて考えることができる。主に児童の現状の生活課題に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行い、児童によっては、家庭支援専門相談員(FSW)を交えて、家庭状況に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行う。又、個々の自立に向けて、児童の成長(発達)段階に応じた自立支援の方法についての検討を行う。

又、各家でのカンファレンス・会議は、子ども支援の質の適切さと向上を目指すと共に、担当職員のキャリア教育の機会として活用する。

(3) 運営委員会

組織的な決定が必要な際に、7人の運営委員会メンバーで審議し議決する。毎月、2回程度のペースで実施予定。

だれでもが議題を上げることが出来、議題に関係するオブザーバーも参加しながら、組織にとって最善の決定ができるることを目指す。

(4) 各ケースカンファレンス

本体施設、地域小規模児童養護施設共に各家で、専任職員、SV、心理相談員等が参加し週に1回から

の定期的な、入所児童の状況報告や課題等の共有と協議しながら、良い支援方法を検討していく。会議では生活のルールや変更事項、児童から上がった議題等の検討を行って決める。

また、年に2~3度、児童精神科医の先生と共に、子どものケースカンファレンスを実施し、日頃の支援に活かすことを目指す。

（5）園内研修

各家ケースカンファレンスや性教育、権利擁護や危機管理など、必要なものについては年間計画を立て、係や委員会、各家を中心に園内研修を実施する。

養育のスキルアップや危機管理の向上など、それぞれの目的に応じて園内研修を実施する。

（6）連絡会

南勢志摩児童相談所との定期的な連絡会を行い、子どもの様子や保護者とのやり取りなどの報告を行う。その他の児童相談所とも、年度初めに援助指針についての話し合いを行う。

2. 生活支援

（1）各家運営

①本体施設

＜担当体制＞

つきの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポートーと共に、小舎制で家庭的な雰囲気の中、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。
たいようの家	女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポートーと共に、小舎制で家庭的な雰囲気の中、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。

②分園型小規模グループケア

＜担当体制＞

ひだまりの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポートーと共に、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。
--------	--

③地域小規模児童養護施設

＜担当体制＞

かすみそう	女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポートーと共に、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。
-------	--

＜児童グループ構成＞

定 員	棟・グループ	対象児童	年間予想人員
30名	つきの家	男児	8名
	たいようの家	女児	10名
	分園型小規模グループケア 「ひだまりの家」	男児	6名
	地域小規模児童養護施設 「かすみそう」	女児	6名

(2) 食生活

- ①児童にとって愛着や関係を育むという視点から、日常的な支援である「食」を大切なものと位置づけ、食の養育における意味を「人間関係」形成上の大きな要素と捉える。そのために、「食」を中心とする食卓のコミュニケーションが児童との関係を紡ぐ大切な場所として取り組む。このことから、施設的な食事環境から家庭的な食事環境への移行を目指す。
- ②児童にとって「食」とは、最も幸せを感じ満足感の味わう大切な日課であることと捉え、児童の心の豊かさを育む。また、命の戴きから感謝を学ぶことで、マナーや心遣いなどの社会性を養う。
- ③児童にとって「食」とは、身体の成長に欠かせないものと捉え、職員は栄養バランスに考慮し、季節感を感じ取り心のこもった食事を提供する。さらには、定例給食会議を開き、担当者で意見を交換する等と更なる工夫を重ね、より良い家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ④本体施設「つきの家」及び「たいようの家」では、平成31年度当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士のサポートの基、直接処遇職員による献立作成・買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ⑤地域小規模児童養護施設「ひだまりの家」及び「かすみそう」は開設当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士のサポートの基、直接処遇職員による献立作成・買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ⑥自立を控えた児童には、「食」に対して自立が行えるよう、児童にそれぞれにあった自立訓練の実施に取り組む。
- ⑦児童の誕生日には担当職員と外食を行い、予算の範囲内で自分の選んだ物を食べる体験、誕生日に大人と有意義な時間を過ごす体験をする。
- ⑧本体施設「つきの家」「たいようの家」、小規模児童養護施設「ひだまりの家」「かすみそう」令和4年度より、食材の宅配サービスを活用して、職員の負担を減らすように取り組む。
- ⑨本体施設敷地内に畑を耕し作物を育てるこを行い、子どもたちが自然に対して感謝の気持ち、栽培することに対して挑戦する気持ち、収穫するに対しての達成感を体験し、「食」に対する関心を高める。

(3) 衣生活

- ①措置費より衣服費は、年に2回、年齢に応じて出費額を定め、それぞれの季節に備えている。購入に当たっては、子ども自らが好みの衣類を選べるように、一緒に買い物に行き、また、年齢に応じては

自分で買い物に行けるようにも支援する。

②常に清潔で季節や学齢期に相応しい衣服を身につけられるように整理整頓をともに行い、洗濯・着用出来るように支援する。

③入所時には子どもの持ち物に応じて衣服を用意し、持参した大切なものは、着られなくなつたのちも、子どもの気持ちを尊重し大切に保管をする。

（4）経済観念の育成・財政管理

①年齢に応じた小遣い（生活訓練費）を毎月支給し、経済観念を養う。また、帳簿を基に出納管理の指導を行う。

②児童手当や特別給付金、小遣い貯金等に関しては、毎月必ず通帳の記帳を行い、子ども本人が、自らの所持財産を担当職員と確認の上、書面化し、記録を行う。

③児童の年齢や成長に合わせ必要物品管理の習慣を身につけるために、アルバイト代金の管理用口座のキャッシュカードを持たせることや、生活必需品の購入などを決められた金額内で実施することで生活力の向上を支援する。

（5）住環境

①子どもを取り巻く「住」環境とは、安全を確保し、安心を感じることのできる場所であることと捉え、その上で、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などに至るまで、そこで生活する児童が大切にされていると感じられるよう施設整備・美化活動に努める。

②子どものプライバシーや自主性を尊重し、一人一人個々の空間を確保する。また、年齢や児童の状況に応じて個室を用意する。

③共用スペースであるリビングや食卓等を職員や他児とのコミュニケーションによって社会性を育む大切な場所とし、家庭的な雰囲気の中で支援に取り組む。

④各子どもの居室については、児童それが発達段階に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくよう支援に取り組む。

（6）衛生関係

①感染予防等の研修会に積極的に参加し、職員全員でマニュアルの周知と情報共有を行い、施設内の安全の確保に更に努める。

②引き続き、新型コロナウィルス感染拡大防止に努める。

（7）医療関係

発達段階に応じて、起床から就寝までの一日の生活を自立へ向けての大切な躾とし、丁寧に習慣化へと導き、年齢を重ねながら、健康に対する自己管理の大切さと必要な技術を習得させ、生涯に役立つ基本的習慣を確立させるように努める。

こうした過程の中で、必要に応じて、医療機関での予防への対応、処置、指導を受けられるように、協力体制を構築し、健康と安全に対しては万全の対応をとつて、事故のないよう万全を期す。

①委託病院（嘱託医）及び連携内容

委託病院	徳田ファミリークリニック
健康診断	・児童定期健康診断は、年に2回実施。1回目は、クリニックにて検尿、聴力・視力等の検査を行い、後に嘱託医が来園し本園児童は問診を受ける。地域小規模児童は、クリニックにて問診を行う。2回目(冬季)は、クリニックにて問診を受け、インフルエンザの予防接種を受ける。・職員健康診断は、冬季に1回実施。クリニックにて検査を実施後、インフルエンザの予防接種を受ける。

②委託病院以外の主な受診先

小児科・内科・耳鼻科・皮膚科・整形外科・歯科・眼科・精神科…等。

③予防接種について

入所時に、親権者に「予防接種に関する同意書並びに委任状」を記入して頂く。母子手帳の予防接種欄を確認し、未接種のものや、受ける必要がある予防接種や時期を確認する。母子手帳がない児童は、再発行と共に保健センターにて予防接種台帳を確認してもらう。

④入所児童の入院について

入院が必要な子どもがいる場合は、その都度、親権者に同意を頂く。

⑤医薬品管理

各家に医療係を設置し、各家にて常備薬を管理する。

内服薬	解熱鎮痛剤、酔い止め、風邪薬
外用薬	消毒液、湿布薬、オロナイン、ムヒ
備品	絆創膏、サージカルテープ、包帯、ガーゼ、綿棒、爪切り、体温計、マスク、耳かき、ピンセット、冷えピタ、テープリング

(8) 心理療法

心理療法担当職員として、臨床心理士（公認心理師）あるいはそれに準ずる学歴を持つ者を常勤配置し、児童相談所助言の下、心理療法が必要と思われる児童の心理療法並びに職員へのコンサルテーションを実施する。

①プレイルームは約 30 m²の部屋を使用。

※心理療法（プレイセラピー）の時間と空間は、誰からも干渉されることのないものとして事前に対象児童に伝え、取り組みを行う。

②実施する主な心理療法並びにコンサルテーションは以下の通り。

- ・心理療法 ・心理検査 ・生活場面面接 ・施設職員等への助言及び指導
- ・ケース連絡会及び、入所時のケース説明への出席 ・その他

(9) リービングケア

アドミッショնケア～インケア～リービングケア

①アドミッションケア

子ども一人ひとりの入所決定時に作成される入所計画に基づき、個別アセスメントやユニットでの生活の手引き、対人スキルワークなどの実施を行い、子どもの園での新生活をサポートする支援を行う。

②インケア

年度初頭に、短期、長期の個人目標、地域支援、家庭支援の項目に基づいた児童個別の自立支援計画の作成を必須としている。子どもを預かり育てるという最も重要な目的を進めるための、養育指針となるものであり、子ども一人ひとりの人となりを十分に認識理解した上で、はじめて間違いのない日常の養育活動の基礎ができる。グループで討議し、全体で再度観察評価して方針を定め、最後に施設長、主任の認定をもって、子ども一人ひとりに時間を設け、今年度の支援計画についても児童の意見を聴き、子どもと共有し、場合によっては保護者とも共有しながら、年間の課題、目標に意欲的に取り組めるよう導く。

③リービングケア

各子どもの進学または就労支援について、各家担当職員と相談・計画し、事前に打ち合わせを行いながら、情報提供（奨学金、学校情報など進路への心構え、計画等）やアドバイスを必要に応じて実施している。今後はさらに関係機関等とも連携をし、年齢や個々の特徴に応じた進路に向けた支援を積極的に実施する。その他、安心して失敗出来る環境の中、実際に社会に出て生活をしていくために必要な事（食材の買い物も含めた食事作り、1人での受診、公共交通機関の利用、電話の対応等）の体験を積み重ねさせることや、セカンドステップ、頑張り表、自立のための勉強会等を計画的に実施するなど、社会に出てからの自信に繋げられるようにする。

(10) アフターケア

施設退所後のアフターケアについて、アフターケア係を中心に行っていく。

必要性に応じて、可能な限り対応できるよう努める。また、施設へ気軽に顔を出すことや、相談ができるように、場の設定を行う。アフターケアの対応後は、アフターケアとして記録を行い、情報共有を実施。退所者の状態を把握するように努める。

誕生日には住所の把握が出来ている退所者に対して、誕生日メッセージカードを送付する。

アフターケアを充実させるため、退所から一年間は、退所児童ひとり一人に専属のアフターケア担当者を設けている。マニュアルに沿って、定期的な連絡または訪問を行っていく。また、定期的に施設にも招いて、茶話会形式で近況を聞くなどして、状態の把握を行う。

児童家庭支援センターわかぎと情報共有に努め、支援を検討していく。

(11) ライフストーリーワーク

社会的養護のもとで暮らす子どもの日々の生活や様々な思いに光をあて、自分は自分でいいということを確かめ、自分の生い立ちや、家族との関係を整理し（空白を埋め、輪郭をつかむ）、過去・現在・未来をつなぎ、前向きに生きていくように支援する。

ライフストーリーワーク係と生活担当のケアワーカーが協議を重ね、子どもにライフストーリーワークを実施する段階や内容について検討を丁寧に行い、必要な段階やタイミングで、必要な内容を伝え、振り返り、子どもの生い立ちを整理する。

ライフストーリーワークには、真実告知と生い立ちの整理（振り返り）の2つがある。ライフストーリーワークを行う際には、事実を子どもに伝えることだけを目的とせず、子どものニーズに沿って、段階を踏んだライフストーリーワークの実施を行う。子どもが疑問に感じたことに対して、収集した事実を丁寧に伝える。さらに、虐待体験ばかりに焦点を当てるわけではなく、また好ましい記憶ばかりを共有するわけでもなく、その当時あった出来事や出会った人の記憶を整理していく。

園内研修を通して、全職員がライフストーリーワークの基礎知識・取り組みを学び、児童にとってライフストーリーワークが必要なタイミングを見逃がさず、実施していくようにする。係は、外部研修に積極的に参加し、ライフストーリーワークの新しい知識や情報を得る。

3. 余暇活動

月	社会行事	学校行事	生活指導目標	施設管理等	施設行事	職員研修
4	昭和の日	入学式 始業式 健康診断	学校生活に慣れる 規則正しい生活	防災訓練	教祖誕生祭 春休み行事 新入学お祝い会	新任研修 施設長学習会
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	遠足 中間テスト	友達をつくろう 学習時間を大切に	防災設備点検	児童一時帰省 GW行事	主任職員研修 中堅職員研修
6		修学旅行 社会見学	遊びの工夫 学習時間を大切に	設備拡充 防災訓練	夜店見物	三社協研修 中養協研修
7	七夕 海の日	期末テスト 保護者会 終業式	遊びの工夫 夏休みの計画を立てる	設備拡充 夏休み計画 防災訓練	花火見学 こどもおぢばがえり	三養協研修 三社協研修
8	山の日 お盆	夏休み クラブ活動	創意工夫 規則正しい生活 計画の実行と反省	夏休み計画 設備点検	夏休み行事 児童一時帰省 残園児行事	
9	敬老の日 秋分の日	始業式 運動会	規則正しい生活 読書に親しもう 体力作りへの挑	防災設備点検 防災訓練		性教研研修 三社協研修

		実力テスト	戦			
10	体育の日 伊勢まつり	遠足 授業参観 中間テスト	うがいの実行 体力作りへの挑戦	児童自立支援計画検討 防災訓練	秋季大祭 伊勢まつり	全養協研修
11	文化の日 七五三 勤労感謝の日	文化祭	うがいの実行 時間を守ろう	設備拡充 児童健康診断		三社協研修 キャリアパス研修
12	天皇誕生日	期末テスト 保護者会 終業式・冬休み	うがいの実行 規則正しい生活	冬休みの計画 防災訓練	健康マラソン 迎春準備 児童帰省	中養協研修
1	「元旦」 成人の日	冬休み・始業式 学力テスト	規則正しい生活 うがいと手洗い	進路会議 防災訓練	お正月行事 お節会 春季大祭	三社協研修
2	節分 建国記念の日	学年末テスト	うがいと手洗い 遊びのくふう	防災訓練	節分豆まき	三社協研修
3	ひなまつり 春分の日	公立高校受験 卒業式・終業式 春休み	一年の振り返り 新学期への準備 児童自立支援計画策定	春休み計画 防災設備点検	ひなまつり 卒園児童お祝い会(巣立ちの会)	措置費担当者会議

3. 学習活動

担当者を整備し、子どもの発達に合わせた学習・進路指導が出来るよう、また、子どもが「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るように、保護者、学校、児童相談所と十分な協議、連携を図り、支援する。

(1) 学習指導及び進路

- ①小学生の基礎学力対策として、希望する子どもに対して、学習サポーターによる週一回の学習支援を行い、小学生全体の学習姿勢に良き効果をもたらすよう導く。
- ②中学生・高校生には、学習塾の活用を促し、学力の向上を図る。また、部活動への参加を推奨し、文武両道を励行する。中学生・高校生で受験を控える児童には、学習方法や学習計画と一緒に考えると

ともに、受験勉強にしっかりと向き合えるよう寄り添う支援を行う。

③高校生には、積極的にアルバイトを推奨し、その経験が就労する力へと結びつくよう支援する。

④学習を卓上での勉学のみに限定せず、生活全般におけるスキルの獲得を学習とし、お手伝いや買い物等、様々な経験を通して広く生活・社会スキルが向上するよう支援する。

（2）性教育

①性教育の目標として、性の問題だけにとらわれず、生きる教育、生まれる教育、自分を大切にする自己肯定感を高めることも目標として取り組む。

②子どもの年齢発達段階に応じて、自らの性と共に異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい性知識を得る機会を設け、社会の変化に伴って、柔軟な性教育を実施していく。また、必要に応じては個別で学ぶ時間を設け、子どもたちが本音を出して質問や意見を出し合い、その中で正しい情報や知識を学べるような場を積極的に提供する。

③（コロナ渦の影響により）外部から知識を得る機会が減少している事に伴い、担当職員は園内研修の充実化を図り、職員全員が日常生活の関わりの中で性をタブー視せず、子どもの疑問や不安にこたえられる知識、技術を培う。

④SNSなどの情報分野において、他機関と連携し、職員が率先して危機意識を持ち、正しい知識を学ぶことで、性教育の立場として日常から児童と共にSNSの利用について考えていく。

（3）セカンドステップ

①本体施設、分園、小規模ともに実施の必要とされる児童に対して定期的な実施を行う。生活の場とも照らし合わし振り返りながら対人スキルを身につけ、自尊心を向上させ、社会に出てからの自信に繋げられるようにする。

②セカンドステップ実施の資格がない職員に対しては、随時、外部研修にて取得を促し、児童たちへの実施を積極的に行ってもらうように整えていく。

4. 権利擁護

（1）権利擁護

①「全養協倫理綱領、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約、三重県子ども条例、更に児童虐待の防止案に関する法律等に掲げられている理念を遵守する」を基本理念として、子どもを尊重し、最善の利益のために尽力する。また、全養協倫理綱領を職員が周知できる機会を設ける。

②権利擁護についての園内研修を行い、養育支援の基本とし日々の養育の中で、子ども達自身が「大切にされている」と感じられるようにする。

③子ども達に対して自分の権利や皆の権利についての勉強会を今後も継続して実施し、権利に対する意識を高めていく。また、子どもの気持ちを汲み取るもの一つとして、権利箱の設置を行っている。今後も、子どもの権利を守る為、設置を継続する。また新規入所児童には入所アセスメント個別対応時もしくは、その児童にとってタイミングの良いと思われるなるべく早い時期に係より伝える。今後も子どもたちにとって分かりやすく使いやすい権利箱となるよう必要に応じて改善を図る。

④入所に当たっては、アセスメントを重視し、入所時点からどの子も混乱せず生活に入って安定出来る

ように時間をかけて丁寧に受け入れることを前提とし、以下のことをしていく。

- ・入所前には、新たに入所する子どもの大きな不安が少しでも和らげることを目的として、一時保護所への面会は可能な限り最低2回は行う。
- ・担当者との人間関係づくりを行うことを目標に、2泊3日程度別棟にて仮住まいをしながらケアワーカーと寝食を共にし、安心・安全な施設であるという気持ちをできる限り抱いて、各家の生活へと入ることができるようにする。
- ・各家に入る前には、必要なものを一緒に買い物に行き揃えたり、ルールの説明をしたり、また、性教育やセカンドステップ、聞き取りや心理士との面談等を行う。

(2) 個人情報保護

- ・個人情報媒体の徹底管理 児童や保護者に関する重要書類を、施錠可能な所定場所（資料室）で一括管理する。
- ・児童管理システムの活用 児童の情報はPCによる入出力を行い、入出力や閲覧の権限管理も行う。
- ・記録等に関する規定等の整備 記録に関するマニュアルや記録の管理規定、写真管理マニュアルの作成を行う。
- ・写真の保護者同意掲載の徹底 学校や地域の広報に掲載される場合などは、保護者の意向を常に確認する

(3) プライバシー保護

入所児童が他の人に「知られたくない」と思うような情報を、本人の同意なく無断で人へ話すことや、使用、閲覧、収集することのないように努める。児童居室においても、掃除や洗濯物を運ぶなどの必要最低限以外の入室をしないよう努める。入浴や排泄時に職員の介助が必要な際も、他児の目に触れないよう配慮する。子ども・職員それぞれが入浴の際には、安易に入室しないよう必要に応じて施錠を行う。

(4) 苦情解決

苦情解決委員会を設置し、利用者からの苦情・提言に適切に対応する体制を整え、苦情・提言の解決に努める。

(5) 子どもの意向の尊重

①各家の家族会議

各家で、週に1回からの定期的な家族会議を実施する。レクレーション決めや生活上の約束の確認、新たな意見を取り入れながら話し合いや相談をする。

②意見箱

各家に意見箱を設置し、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保する。意見箱に入れられた意見は、宿直職員が確認を行い、権利擁護係や意見によっては園長が直接確認を行い、適切に対処するよう努める。

(6) 被措置児童等虐待対応

全国児童養護施設協議会発行の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を年間4回に分けて実施する。権利擁護係が中心となり全職員がチェックリストを配布し、実施後は毎回権利擁護係で確認を行う。

5. 涉外関係

(1) 行政関係

措置費の申請事務や職員配置の確認業務については、県庁（子育て支援課）、子どもの入退所や措置変更、一時保護委託については、北勢・鈴鹿・中勢・南勢志摩・伊賀・紀州児童相談所、ショートステイについては、各市町村の児童福祉課などと、行政関係へ窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。

(2) 学校関係

子どもにとって学校は日常活動の多くの時間を過ごす場であり、学習の機会や定着とともに、同年代集団の関わりによる情緒的、社会的発達の促進という役割を保障する場である。学校と施設が、子どもの個性を理解しつつ、より子どもが育つ環境として適切な環境となるよう密に連携し続ける。互いの役割とその機能と限界について双方向に理解に努め、子どもに不利益が生じることが少なくなるように努める。

①学校との連絡会の実施

各子どもの状況（新入所・進学等）や必要に応じ、連絡会を開催し、教育現場と生活現場との情報共有に努める。

②保護者会活動や行事等への参加

できる限り積極的にPTA・学校行事等にも参加し、関係構築に努めていく。

(3) 施設関係

三重県児童養護施設協議会へ参加

月1回実施される上記協議会へ施設長が参加している。また、上記協議会にある心理職等部会活動に施設心理士が参加している。

(4) 地域貢献活動

伊勢市内の「お伊勢さんウォーキング」に参加し、地域との交流を深める。また、「お伊勢さんウォーキング」の帰りには参加児童、参加職員でのゴミ拾いを実施し、地域の環境美化にも貢献する。

各校区や各自治会等の行事等へ積極的に参加をしていく。

また、式年遷宮に備えての地域参加行事「お木曳」にも子ども・職員ともに参加をしていく。

(5) 実習及び研修受入

後進育成を目的に、保育士、社会福祉士といった資格実習、児童養護施設への理解を深めるための自主実習まで幅広く受け入れている。

（6）里親支援

- ①今年度も継続して管轄児童相談所地域の里親訪問を行う。また地域里親会とも協働し、里親サロン等を施設で行い、施設が地域交流の場となれるようにしていく。
- ②里親啓発活動の一環として、伊勢市、児童相談所などと協力し、里親制度説明会を行う。また、実習生にも社会的養護における里親制度と施設の役割を伝えていく。
- ③里親施設実習も積極的に受け入れ、里親の養育力向上に貢献する。他施設の里親支援専門相談員とも情報共有など協力し、里親の支援を行う。
- ④昨年度末より開設した児童家庭支援センター「わかぎ」と共同し、より細やかな里親支援・普及啓発を行う。
- ⑤天理教三重教区里親会の運営にも携わり、行事開催時の託児等を協力して行なっていく。

（7）保護者への支援の充実

- ①家庭支援専門相談員をその専任として当たらせて、児童相談所と情報を共有し協議を行い、また市町との協議を通して運営に努める。
- ②入所の際には「入所に際しての心得」を配布し、説明を行う。
- ③児童相談所と協議を重ねながら、子どもと家族の関係づくりのために、面会・外出・外泊等を積極的に行う。また、学校行事等への参加を働きかける。
- ④面会等の対応を積極的に行い、情報共有に努める。
- ⑤外泊を開始する前には、可能な限り家庭訪問を行い、家庭の状況把握に努める。
家族との交流の乏しい子どもには週末里親利用を考慮し、家庭生活を体験できる機会を設ける。
- ⑥新型コロナウィルス感染拡大防止のため、面会・外出・外泊について一定の要件を設けている。必要に応じて、レベル表の見直しを適宜行い、引き続き、家族にも協力をお願いする。

6. 設備関係

（1）防犯・防災（防災訓練の実施、防犯対策）

毎月1回、職員会議の日に非常連絡網訓練と自主訓練を実施する。
また、3ヶ月に1回、各家でグループ危機対応訓練（事故・事件、風水害、防犯、火震害）を職員、子どもと一緒に行う。
また、年に2回施設内研修を行い、その中で避難訓練や消火訓練、防災の勉強会を実施し、防災意識を高める。

（2）車両（公用車両）

公用車両の管理について、月1回洗車を実施するとともに、定期的に車両の状態を確認し、良好な維持保全に努める。又、全車両にドライブレコーダーを設置し、交通事故発生時における適切な事故処理に努めるとともに、緊急時の対応を含めた職員研修等を実施し、職員の安全意識の向上を図る。

（3）環境整備

①環境整美活動

施設内の環境美化を目的に、日常的に整美活動に努めるとともに、月に1回程度、全職員による施設全体的な整美活動時間を設け、各部署で整美活動を実施する。

②保守点検

消防設備（消火器、スプリンクラー、火災報知器 等）や防犯・防災設備（防犯カメラ、非常連絡通報装置、震災、緊急地震速報 等）、その他（電気、ガス、水道、浄化槽 等）の点検を隨時実施する。
(業者委託を含む)

③各倉庫管理表

施設内にある各倉庫の物品を使用する際に、管理表を用いて物品内容の把握や使用者の把握をし、整理整頓及び物品整美に努める。

(4) 改修・修繕

①経年劣化による修繕

施設内各所による経年劣化に対して、計画的に修繕を行い、設備及び環境を常に整えるよう努める。

7. 職員関係

(1) 職員研修

必要な研修を選び、適宜職員に受講してもらう。また、キャリアアップ研修も必要に応じて受講予定。

(2) 福利厚生

職員の心身の健康と安全の確保及び、働きやすい職場づくりを目指し、取り組みを行っている。職員の慰安や医療、衛生などの福利厚生を目的とした福利厚生費を元に計画的に運用している。取り組みとしては、福利厚生品の購入と手配、親睦会（歓迎会、暑気払い、忘年会、職員旅行）などがある。職員のライフスタイルや意向を尊重できるよう工夫している。

8. その他

(1) 寄付

施設の現状や取り組み、寄付の用途を十分に説明し、寄付者の意向を踏まえた上で、ホームページを活用し、公表する。

(2) 庶務関係

各種申請書類について、電子申請及び承認を用いて、適切に管理者及び担当者が経由及び承認を行う。又、書類管理について、常に整理整頓を心掛け、適正に保管する。

(3) 会計関係

公的金銭の適切な運用及び管理を図る為、法人「経理規程」並び「預り金規程」を遵守し、厳正な経理体制に基づいた業務の徹底に努める。

おわりに

今後も、法改正、及び国・県政の動向に応じた取り組みを講じていく。

令和6年度 事業計画

児童家庭支援センター

わかぎ

事業計画書	児童家庭支援センターわかぎ
-------	---------------

令和6年度・事業計画

第1章 運営方針及び施設概要

1. 運営方針

○理念 「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、法人の児童養護施設である天理養徳院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

○方針

児童家庭支援センター わかぎ（以下「当センター」）は、天理教の教えに基づき、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導・支援を行う。また、併せて児童相談所、各市町村要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 施設の概要

○創 設：平成31年1月1日

○運営主体：社会福祉法人 天理

○理 事 長：深谷 忠道

○名 称：児童家庭支援センターわかぎ（本体施設 児童養護施設 天理教三重互助園）

○施 設 長：長瀬 みつ子

○所 在 地：三重県伊勢市倭町30番地1（本体施設と同敷地内）

○連 絡 先：TEL 0596-63-6205 FAX 0596-63-6201

Mail jika-wakag@carrot.ocn.ne.jp

児童家庭支援センターわかぎ公式LINE

○設 備 等：事務所1、相談室1、プレイルーム1、男女トイレ各1

※プレイルーム・トイレは、本体施設と共同使用。

○実施事業：地域・家庭からの相談に応じる事業、市町村の求めに応じる事業、

都道府県または児童相談所からの受託による事業、里親等への支援、

関係機関等との連携・連絡調整、その他子育て支援に関わる事業

○開所日時：毎日 24時間

来所・電話は9時～18時 それ以外の時間はLINEで受け付ける。

※センター職員不在時は児童養護施設天理教三重互助園の職員が対応。

○H P : <https://ise-wakagi.com/>

○職員数：施設長（相談員と兼任）1名、相談員1名、心理相談員1名、

フォオスタリング職員2名

※職員の主な資格 保育士・教員免許・社会福祉士・臨床心理士・公認心理師

第2章 事業計画重点項目及び事業内容

当センターは平成31年1月1日に開設し、本年度で6年目を迎える。地域のネットワークの力の一助となれるよう、ひとりひとりの職員の支援者としての質の向上と組織内外問わず連携と協働する力を高めていきたい。児童家庭支援センターは、地域のニーズに応えていくものである。地域に支援機関として、認知、信任されるためにも、連携する機関としての信用信頼に見合うよう質の担保と向上に努めていきたい。また、継続し、地域のニーズがどこにあるのかにも着目していき、事業展開していきたい。

職員ひとりひとりが基本理念をしっかりと心におさめ、感謝・慎み・たすけあいの精神で利用者の方々に寄り添うことが出来るよう心を尽くす。

【重点項目】

○人材確保・人材育成

安定した地域支援の充実に向けてわかぎ職員の確保と人材育成に励む。また、更に幅広くきめ細やかな支援が行えるような新たな事業展開に繋がるよう仲間づくりに努める。里親フォオスタリング事業を令和6年度も継続し、南勢志摩地域で里親支援センター開設に向けて必要な人員の確保、また人材の育成に努める。

○専門的な知識・技術の習得、向上

地域の支援機関として、地域のニーズに応えられるよう、関係機関と連携を行いながら包括的な相談、支援の体制の基盤を作る。

ひとりひとりの職員の支援者としての質を高め、業務推進のために、相談支援・心理検査等に係る研修の充実を図り、見学等を通して、専門的な知識や技術の習得、向上に努める。

○挨拶活動

所在地自治体の伊勢市と連携基盤を構築していくため、継続して学校関係（幼・保・託児所含む）や子どもの居場所や支援に携わる関係機関等への挨拶活動を行う。

わかぎの新しいパンフレットを作成する。わかぎのホームページやSNS等を活用し、幅広い方々に認知してもらえるように活動を行う。

○地域福祉ニーズに対応した取り組みを始める

地域の家庭のために継続した居場所づくり活動に取り組む。SNS 等を活用し、居場所作り活動の発信、また子育てスキルなども積極的に発信を行っていく。また、今後の施設整備に向けて、日本財団等の助成事業も活用して施設整備の準備を早期に進めていく。

○児童虐待予防に向けた取り組み

子育てに不安を感じている保護者等へ、イライラしない子育て法 (CPA) を活用し、虐待予防に努める。必要に応じて、個別での実施、もしくは市町と連携し出前講座などを開催する。また、わかぎ独自の子育て講座を開催し、地域の子育て支援を行う。
天理教三重互助園の保護者や退所者等への実施も必要に応じて行う。

○里親支援の推進

児童家庭支援センターわかぎとしてフォースタッキング機関を令和 5 年度より受託し、南勢志摩地域での里親等訪問支援事業を行ってきたが今年度からは人員を増員し、里親啓発及びリクルート事業も開始し、より一層手厚く行っていく。また、里親支援センターの開設に向けて準備を進めていく。

○わかぎ事務所建設・移転計画

里親支援センター開設に向けた人員確保やわかぎ職員の増員が求められる一方で、事務所のスペースは狭小であり、増員後に現在の事務所で業務を継続することは困難である。さらに地域交流事業や居場所づくり事業等を行うにあたって十分なスペースが確保できない状況にあるため、施設見学の実施や三重県の交付金及び日本財団の補助金等を申し込むなど新たな施設の建設または移転について計画していく。

1. 相談に応じる事業

(1) 家庭・地域からの相談

児童本人及び、家族、地域、各種関係機関等より相談を受け付ける。

① 相談の経路別内訳

児童相談所（委託・連絡）、福祉事務所、民生児童委員、市町（福祉・保健・その他）、

児童福祉施設（保育所・児童養護施設・その他）、警察等、保健所、医療機関、学校、教育委員会、里親等、家族・親戚、近隣住民・友人、児童本人、成人本人、その他

② 相談の形態（方法）内訳

来所、電話、手紙、メール、LINE、訪問

③ 相談の種類別内訳

養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、他の相談

※虐待相談は養護相談に含まれる。

2. 交流事業

(1) 広場型子育て支援事業の実施

気楽に親子で集える場所の提供として、広場型子育て支援事業を実施する。

○事業名称…「親子広場えんジョ～イ」

○趣 旨…核家族化が進むと同時に地域とのつながりが希薄になっている現状の中で、親同士の交流を上手に取れず、子育ての情報や援助を受けることができない「孤立した状態」の親が多くなってきている。そこで、気楽に親子で集える場所を提供することによって、親と子どもだけで絶えず一緒にいる「密室状態の家」から出て、親同士が交流し、他愛ないおしゃべりやくつろいだ中で、他の親や他の子どもを見ることによって、少しでも子育てにおいて気づき合い、学び合ってもらいたい。親子の表情がほっと和らぐ安心して過ごせる居場所を作る中で、それぞれの親子に合ったアドバイスが受けられる環境も整えたいと考えている。

○実施日時…未定 (定期的に実施予定)

○場 所…児童家庭支援センターわかぎ (オンライン開催を含む)

○参加対象…乳幼児 (乳幼児から小学校低学年児童まで)・保護者

○内 容…茶話会、絵本・紙芝居読み聞かせ、工作、その他

(2) アフターケアの交流事業

○事業名称…「卒園生つどい (仮)」

○趣 旨…ケアリーバー同士や職員との継続した関係を作ることによって、困ったときなどに頼れる先を確保できるよう支援する。

○実施日時…未定 (定期的に実施予定)

○場 所…児童家庭支援センターわかぎ (オンライン開催を含む)

○参加対象…児童養護施設 天理教三重互助園卒園生

○内 容…茶話会、その他

3. 研修事業

(1) 「専門援助講座」の開催

地域の関係機関と共に学び合い、連携を深めることを目的として講座等を実施する。

場所：本体施設会議室及びオンライン

参加対象：社会的養護の携わる者、児童福祉に携わる者

内容：子育て講座など、児童福祉領域に関するテーマ

(2) 「子育て講座」の開催

地域の子育て力が向上することを目的として講座等を実施する。

場所：本体施設会議室、公共機関、オンライン

参加対象：地域の方

内容：子育て講座など、児童福祉領域に関するテーマ

4. 啓発事業

(1) 児童虐待防止推進

「オレンジリボンキャンペーン」街頭啓発活動

(2) パンフレットによる啓発活動

各市町児童福祉担当課窓口、保健センター、児童相談所等にて配布、その他、医療機関などへもチラシの配布を依頼する。

(3) 講師派遣（出前講座）及び施設見学受け入れ等

児童虐待の防止や里親制度の啓発を目的として、講師派遣や施設見学の受け入れを行う。

(4) オンラインツールによる啓発活動

LINE 公式アカウントによるメッセージおよび無料通話での相談受付と SNS 等での子育てに関する役立つ情報およびイベント開催の発信を行う。

5. 里親に関する事業

(1) 里親からの相談

①訪問支援

里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導・支援を行う。訪問支援等実施前に児童相談所と訪問日時や訪問支援内容、訪問回数等について、十分調整を行うこととし、訪問実施後は、速やかに実施内容をまとめ、児童相談所に報告する。

児童を委託中の里親に1ヶ月に1回訪問する。ただし、里親等への訪問回数は委託直

後の里親へは2週間に1回訪問することとする。ただし、里親及び児童の状況に応じて、児童相談所と調整の上、さらに訪問が必要と認められた場合は、必要に応じて訪問支援を行う。

②里親の一時的な休息（里親レスパイト・ケア）

里親に周知し、里親レスパイト・ケアの利用の申請があった際は、児童を受け入れる児童養護施設及び里親等の調整を行う。取り分け、入所機関である天理教三重互助園と連携し、レスパイト・ケアが利用しやすい体制を作る。

(2) 里親情報交換会

里親等が養育に関する情報交換を行い、養育技術の向上を図るための相互交流の企画・運営を支援する。

(3) 里親制度啓発活動

里親制度の普及啓発を目的とした講演会や市町単位での里親制度説明会の開催等による広報活動を行い、里親の新規開拓を促進する。

①里親制度普及啓発講演会の開催

新たな里親を開拓するとともに、里親制度の普及啓発を図る講演会を開催する。

②里親制度説明会（市町出前研修）の開催

市町と連携して、市町単位で里親制度の普及啓発のための説明会等を開催し、新たな里親を開拓するとともに、市町職員等に対して、里親制度の周知を図る。

伊勢市に限らず、天理教三重互助園が子育て短期支援事業を契約している市町を中心に、里親制度の説明会を開催する。

③その他の普及啓発に関する取り組み

里親制度の普及啓発に資する事業について、児童相談所等関係機関と連携して取り組む。また、里親制度の普及啓発を図るために必要な資質の向上に努める。

普及に資する目的で、当センターのホームページ内に、里親支援事業に関するページを設け、普及啓発につなげる。

また、普及啓発を担う人材の育成の為、各機関で実施される里親支援者向けの研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。

さらには、県内の各児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、その他児童福祉関連施設と連携を取り、里親制度の普及並びに里親支援事業の協力団体開拓に努める。

6. 連携事業

（1）県内各市町村との連携（各種家庭支援連絡会議等の参加）

伊勢市子ども家庭支援ネットワークの運営・協議に協力する他、各々の機関が主催する会議に積極的に参加し、連携を深める。

- ① 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク（代表者会議・実務者会議）に参加している。
- ② 各種関係機関の求めに応じて関係者会議（ケース会議）に参加している。

（2）児童相談所との連携

児童相談所からの委託による指導・支援を実施する。委託ケースに限らず、協働に努める。

（3）県内児童家庭支援センターの連絡会に参加

県内7か所（内1か所は令和6年4月新設）に設置されている児童家庭支援センターと定期的に連絡会に参加し、情報交換や意見交換を行なっている。

（4）法人内事業所との連携

- ① 児童養護施設天理三重互助園職員との合同会議や研修会を設け、職員同士の相互研鑽、児童福祉に携わる職員としての人材育成を図る。協働する個別のケースに関しては情報共有や連携を密に努める。
- ② 緊急一時保護については、児童相談所と連携し、天理教三重互助園にて委託による緊急一時保護を実施する。
- ③ 天理教三重互助園が契約している市町のショートステイの受入窓口となり、利用者が円滑に利用できるよう、市町担当者と地域支援の一環として調整を行なっている。
- ④ 学校法人天理大学、公益財団法人天理よろづ相談所病院、社会福祉法人天理等の天理管内で勤める心理士の勉強会に参加する。

7. 事業運営を円滑にするための諸活動

(1) 会議

①職員会議

毎月、全体会議である職員会議を実施。児童養護施設天理教三重互助園と情報を共有し、よりよい子育て支援に努める。

②運営会議

当センターの運営に関する情報共有及び懸案事項の審議を行う。

③受理・支援会議

2~3週間に1回の頻度で受理・支援会議を実施。受け付けたケースについて、受理の合否、援助計画の策定及び支援の再評価等を行う。

④その他の会議

その他、各種関係機関との連絡会議を実施する。

(2) 職員研修

①研修会への参加

各種団体が主催する研修会等に積極的に参加し、援助技術の自己研鑽に努める。

②施設等への見学

先進的な良質な活動を行っている施設に見学へ行き、取り組みを学び、支援の質を向上させる。

(3) 設備関係

業務内容の充実に向けて、事務所内の整備、管理を行い、働きやすい環境になるよう邁進する。

以上

子育て短期支援事業(三重)

令和6年度・事業計画

1. 事業目的

子育て短期支援事業（以下事業）は社会福祉法人天理における運営方針に基づいた長年の児童養護実践を生かし、児童を養育している家庭の保護者は疾病その他の事由などによって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、子育て短期支援事業を実施することにより、これらの児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

短期入所生活支援事業（ショートステイ）

18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設（天理教三重互助園）において養育・保護を行うものとする。

- ・利 用 期 間　　原則として7日以内
- ・要 件　　保護者が次のいずれかの事由により、児童を一時的に家庭において養育できない場合（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など）。
- ・保護者の負担　　生活保護家庭・市町村民税非課税世帯・一般家庭などの世帯によって異なる。
- ・登 錄　　事前に登録を行う必要がある。
- ・契約している市町村　　天理教三重互助園
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、津市、松阪市、明和町、多気町、尾鷲市、紀北町

令和6年度 事業計画

保育所

めばえ横浜保育園

事業計画	保育所 めばえ横浜保育園
------	--------------

令和6年度 事業計画

1、運営方針

(社会福祉法人天理における運営方針を礎に、めざす子ども像の育成に向けた保育を行うことを目指している)

- めざす子ども像：・感謝の心を持ち、明るく情操豊かなこども
- ・朝起き、正直、働きを身につける子ども
- ・互いに助け合い、思いやりのある子ども

- (1) 保育所保育指針に基づき、それぞれの子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。
- (2) 保護者からの意見・要望などについては実現に努めるとともに、実現の可否に関わらず、その対応について説明を行う。
- (3) 子ども達の安全の確保、健康の保持及び衛生の保持等について細心の注意を払う。
- (4) 定期的に第三者評価を受審することで保育の質の向上を図る
- (5) 関係機関との連携・協力に努める。
- (6) 自治会に加入し、地域の一員として積極的に活動に参加する。
- (7) 保育内容などの情報開示に努める。
- (8) 施設の運営状況を必要に応じて、保護者の方々に説明する。
- (9) 法人の定期会計監査、外部会計監査を受け、より適正な経営管理、財務管理を行い、施設運営の透明性を高める。

2、保育理念

本園は、陽気ぐらし世界を標榜する天理教の御教えを元に、信条保育を行うと共に、『人の子も我が子も同じ心もて、おふしたててよこの道の人』との天理教初代真柱 中山真之亮様のお言葉にこもる精神に基づき「めざす子ども像」の育成に向けて保育することを目標としています。

3、重点項目

- (1) 子どもの精神的安定を図ると共に、生活習慣の体得を図る。
- (2) 子育ての専門的施設として保育所保育指針を遵守しながら、子ども一人ひとりの能力や資質を一体的に育むよう努める。
- (3) 豊かな創造性のある子ども、内的に安定した幸せな子どもを育むために、単なる集団的一律保育ではなく、自由にのびのびと行動できる環境の中で、自ら経験し、学習し、体得して行ける保育を提供していく。
- (4) 地域子育て支援の核となるよう活動を展開する。
- (5) 正規職員の確保に努め、加配要件の園児たちの安全と保育環境を整える。

(6) 開所時間を朝 15 分早め、7 時 15 分開門し、延長保育時間とする。

4、保育内容

- (1) 十分保育の行き届いた環境のもと、くつろいだ家庭的雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主や協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (4) 自然や社会の事象について興味や関心を育てて、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育てて、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、想像力の芽生えを培う。

5、保育目標

- ・子どもが生き生きと活動ができるよう、発達に応じた遊具や用具をよういする。
- ・心と体の栄養になるよう、安全な食材でおいしい給食を提供する。
- ・生活の場面においても、遊びの場面においても、子どもが自分から考えたことを表現し、行動できるように環境を構成すると共に、自分らしくのびのびと過ごせる時間と空間を大切にする。
- ・保育者は、常に子どもの気持ちを考えて接し、子どもが他人の気持ちを考えることができるよう援助する。
- ・子ども同士がお互いに生き生きと育ち合う為の、仲間との繋がりを考えながら、様々な配慮や援助の方法を考えていく。
- ・子どもを取り巻く自然や社会の中で、子ども達の感動や驚き、好奇心や探求心を引き出し、感性の幅を広げ、質を高めていく。

ひよこ 0歳児	簡単な指示がわかり、立つたり座つたりの基本的な動作が出来るようになることを目標とする。
りす 1歳児	言葉のやりとりを楽しみ、簡単な身の回りの事が自分で出来るようになることを目標とする。
こあら 2歳児	基本的な生活習慣が身につき、生活や遊びのルールを知り守ろうとする。少しづつ相手の思いに気付き受け入ようとする。
ぱんだ 3歳児	自分の思ったことや感じたことを言葉や体で表現出来るようになることを目標とする。
きりん 4歳児	人の話を注意して聞き、自分の気持ちを言葉で相手に分かるように伝え、会話を楽しむことが出来るようになる。友だちと一緒に様々な運動や遊びを工夫したりルールを考えたりして遊ぶことを楽しむようになる。
ぞう 5歳児	異年齢児の子どもに思いやりをもって、声をかけたり遊んだりするようになる。

6、施設の詳細

開所時間 平日 7：15～19：00 (土曜日は、7：30～18：30)

- ・標準時間利用者は 朝 7：15～7：30、夕 18：30以降は有料
- ・短時間利用者は 8：30～16：30

受け入れ年齢 生後6カ月から

【保育時間】

平日保育時間

- ・短時間認定 8：30～16：30
- ・標準時間認定 7：30～18：30 延長保育（朝 7:15～7:30）
(夕 18：30～19：00)

土曜保育時間

- ・短時間認定 8：30～16：30
- ・標準時間認定 7：30～18：30

保育を提供する日

- ・月曜日から土曜日。ただし、12月29日～1月3日と祝祭日を除く
- ・警報が発令された場合、保育施設は開所するが、状況によってはお迎えをお願いする場合がある。家庭保育が可能な家庭には、協力をお願いする。
- ・緊急連絡には、アプリのコドモンで保護者に一斉メール配信を行う。また、出欠連絡もアプリで行う。

7、実施保育事業

- ・延長保育
- ・障害児保育／特別支援保育
- ・一時保育
- ・地域子育て支援事業（あかちゃんの駅）
- ・地域活動事業（ボランティア受け入れ、近隣学校の体験学習受け入れ、実習生受け入れ、神奈川工業高校電気科の依頼でおもちゃの修理受付、公園清掃、ペットボトルキャップ収集し回収依頼）

8、年齢別定員と職員配置

令和6年度においては、育児時間利用の職員が1名、育児休暇から復帰する職員が1名あり、受け入れ定員枠の利用に応じた適切な職員配置の体制を整えていく必要がある。

また、障害児保育に対する職員配置を実施している為、行政からの申し入れに対しての受け入れについては、隨時検討していく。

令和5年11月現在 (定員)

0歳児： 5 (6) 保育士 2 (2) 補助1

1歳児： 24 (24) 保育士 5 (6) 補助2

2歳児：	30 (30)	保育士	5 (6)	補助	3
3歳児：	21 (30)	保育士	2 (2)	補助	1
4歳児：	19 (30)	保育士	2 (1)	補助	1
5歳児：	23 (30)	保育士	1 (1)	補助	1

園長 1 (1)、主任保育士 1 (1)、保育士 17 (20)、栄養士 2 (2)、
調理師 2 (2)、事務員 2 (1)、嘱託医 2 (2)、保育補助 15、調理補助 1

9、防災及び防犯への取組み

広域避難場所での実地訓練、予期しない避難訓練などを活発に行うことにより、様々な問題を提起させ、個々の事案に取組んでいく。また、不審者への対応について、施設の内外を問わず、あらゆる場面を想定し、神奈川警察署との協力関係をもとに、職員への啓蒙活動を行い、防犯対策を構築していく予定である。消防団活動に参加し、講習や訓練にも参加させて頂き、町内の役に立つよう活動していく。

10、給食部門の取組み

- ・野菜の栽培(水やり)を通して、引き続き食育活動に力を入れていく。
- ・収穫の喜びを味わう。野菜の皮むき(とうもろこし、そら豆等)を体験する。
- ・アレルギーに対する食品の成分表示をより明確にし、安全に配慮した食の提供に心がける。
特に食物アレルギーの園児の保護者に対し、専門医による食物負荷試験を推奨していく。
- ・前年度に引き続き、行政指導の下、給食材料に含まれる放射性物質の測定検査が定期的に行われる予定である。
- ・食育活動の一環として、果物や野菜を展示する。
- ・リボベジ（再生野菜）を展示・栽培し、野菜の生命力を子どもたちに伝え、SDGs活動に参加していくことを知らせていく。
- ・前年度に引き続き、朝ごはんアンケートを実施する。
- ・HASSAPに沿った衛生管理に取り組んでいく。食材・調理・消毒・管理等の見える化を実施、継続。

11、感染症対策

- ・行政の指示に従い、より早く保護者に情報を提供し、お預かりしている子どもの安全と生命の保持に心がける。
- ・感染予防の備品（消毒液、使い捨て手袋、使い捨てマスク、使い捨てエプロン、嘔吐セット）を常備する。
- ・職員にはコロナウイルス検査キット2回分を常備する。

12、年間行事予定

- ・4月 入園・進級式、教祖誕生祭
- ・5月 春の遠足（3歳以上児の親子参加、現地集合・解散）
- ・7月 プール開き、年長児めばえまつり
- ・9月 収穫祭
- ・10月 運動会、芋ほり（3歳以上児参加）
- ・12月 生活発表会、クリスマス会
- ・1月 観劇鑑賞
- ・2月 豆まき、お別れ遠足（年長児）、入園説明会
- ・3月 ひなまつり、お別れ会、卒園式

※定例行事

身体測定、避難訓練、お誕生会、伝承行事に関する制作
 年長児は ECC 講師による英語で遊ぼう、保育参観と懇談会、個人面談。
 運動遊び（転んだ時に手を出して体を支えることが出来る体幹づくり）。

13. 実習生の受入

次世代の保育者を育てるために、積極的な受入れを行っていく。

14. 研修

- ・キャリアアップ研修を積極的に受講する。
- ・職員の資質向上を目標に、関係機関の研修への参加を主軸に、活発に取組んでいく。
- ・近隣小学校との交流。

15. 改修工事について

- ・エレベーター工事を段階的に施工。
- ・3階廊下、きりん組・ぱんだ組保育室が経年劣化により、剥離している部分が目立つ為、床張り替え工事を検討する。
- ・排水管洗浄。
- ・インターネットの普及により Web 会議や研修が主流になりつつあるので IT 関係の環境整備を検討する。

（改築 13 年目になるので、考えている以上に改修があると思います）

16. その他

- ・年々増加傾向にある発達障害児への理解を深め、東部療育センター並びに神奈川区役所との連携を図りながら、職員への啓もう活動を推し進めていきたい。
- ・地域交流 町内活動参加（公園清掃、段ボール回収の協力、下期；町内会役員）／グランドゴルフ／消防団活動／神奈川工業高校機械科・電気科との交流